

DISCLOSURE

2026

JA愛媛県信連の現況



JA愛媛県信連

DISCLOSURE 2026 CONTENTS

ごあいさつ	1
経 営	
●JAグループにおけるJA愛媛県信連	2
●JAバンクシステム	3
●JAバンク・セーフティーネット	3
●経営方針	4
●中期経営計画	4
●経営体制	5
●業務の適正を確保するための体制	6
●リスク管理の状況	9
■コンプライアンス（法令等遵守）	9
■リスク管理体制	10
■利用者保護等管理態勢	11
■金融商品の勧誘方針	12
■情報セキュリティへの取り組み	12
■個人情報保護への取り組み	13
■金融ADR制度への対応	14
■マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応	15
■金融円滑化への取り組み	15
■お客さま本位の業務運営に関する取組方針	17
●事業の概況	18
●JAバンク自己改革への取り組み	20
●地域貢献情報	24
業 務 内 容	
●事業のご案内	30
組 織	
●当会の組織	37
●役員等の報酬体系	40
●沿革・あゆみ	42
●JAバンクえひめの店舗網	43
●JAバンクえひめホームページのご案内	44
資 料 編	45
索 引	100

愛媛県信連のロゴマークについて



【ロゴマークのコンセプト】

- 愛媛の頭文字「e」と「JA BANK」をロゴマークにデザインすることで、愛媛県信連の組織を明確に表現。
- シャープで誠実なイメージの中にもラウンドシェイプ（丸い形）の温かみを融合することで、親しみやすさを表現。
- ロゴカラーは、愛媛・太陽・柑橘をイメージしたオレンジ、JAをイメージしたグリーン、自然豊かな大地・安心をイメージしたブラウンの3色で構成。



経営管理委員会 会長
合 田 久



代表理事 理事長
竹 田 一 郎

皆さまには、平素より私ども J A 愛媛県信連（愛媛県信用農業協同組合連合会）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、県内 J A とともに「農業専門金融機関」として、愛媛農業の発展と農家経営の向上に資するとともに、地域の発展を支援する「地域金融機関」として業務を展開してまいりました。これもひとえに会員はもとより関係機関、地域の皆さまのご理解とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

この度、当会の事業・経営につきまして、皆さまからより一層のご理解をいただくために、最近の業績や業務内容をとりまとめた「DISCLOSURE2026」を作成いたしました。ご一読いただき、当会へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、我々 J A バンクを取り巻く環境は、組合員の高齢化・人口減少などによる経営基盤の縮小や資材価格高騰による農業経営への多大な影響、日銀による政策金利の引き上げを契機とした他金融機関等との預貯金獲得競争の激化など、極めて厳しい状況にあります。

加えて、急速なデジタル化により、他金融機関等に劣らない利便性が求められるなど、環境は著しく変化しております。

更に、経営の健全性・堅確性を確固たるものとするため、マネロン・テロ資金供与対策や早期警戒制度を踏まえた経営基盤の確立・強化を着実に実践していく必要があります。

こうしたなか、令和8年度は、中期経営計画の中間年度として、引き続き基本戦略に掲げる、「1.安定的収益還元機能の強化」「2.J A バンクえひめ本部機能の強化」「3.組織インフラの整備・強化」にかかる主要施策を着実に実践し、中期経営目標に掲げる『J A バンクえひめとして持続可能な農業と豊かなくらしの実現に向けた、地域の皆さまとのつながり強化と経営戦略の高度化を目指します。』の実現に向け、役職員一丸となって取り組んでまいります。

今後とも、J A とともに総力を結集し、地域の皆さまにより一層必要とされる J A バンクえひめを目指し、役職員一丸となって邁進する所存でございますので、引き続きご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和8年7月

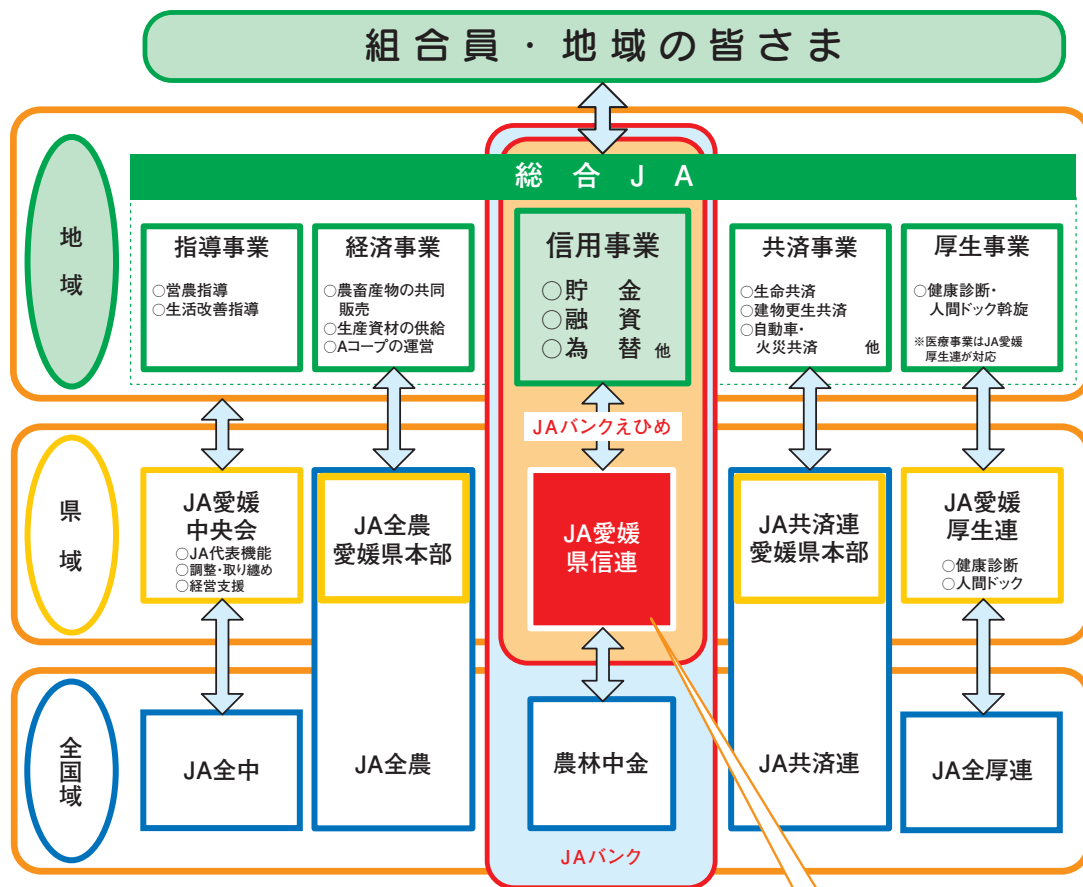
経 営

ＪＡグループにおけるＪＡ愛媛県信連

ＪＡは、貯金・融資・為替などの金融サービスを提供する信用事業（金融事業）のほか、共済事業・経済事業（販売・購買事業）・厚生事業など生活に密接に関わる事業を実施しております。

このうち、信用事業のことを「ＪＡバンク」と呼んでおり、地域のＪＡ・県域組織の県信連・全国域組織の農林中金がＪＡバンク会員となって、実質的に一つの金融機関として一体的に信用事業を展開しております。

私どもＪＡ愛媛県信連は、愛媛県域を営業エリアとした単独の独立した金融機関であるとともに、ＪＡバンクえひめの一員として、県内ＪＡが組合員ならびに地域の皆さまのお役に立つ金融サービスの提供ができるよう、ＪＡ信用事業運営をサポートする本店の役割も担っております。



■「ＪＡバンクえひめ」は、愛媛県内11ＪＡの信用事業と愛媛県信連の事業の総称をいいます。

ＪＡうま	ＪＡえひめ未来	ＪＡ周桑
ＪＡおちいまばり	ＪＡ今治立花	ＪＡ松山市
ＪＡえひめ中央	ＪＡ愛媛たいき	ＪＡにしろわ
ＪＡひがしうわ	ＪＡえひめ南	ＪＡ愛媛県信連

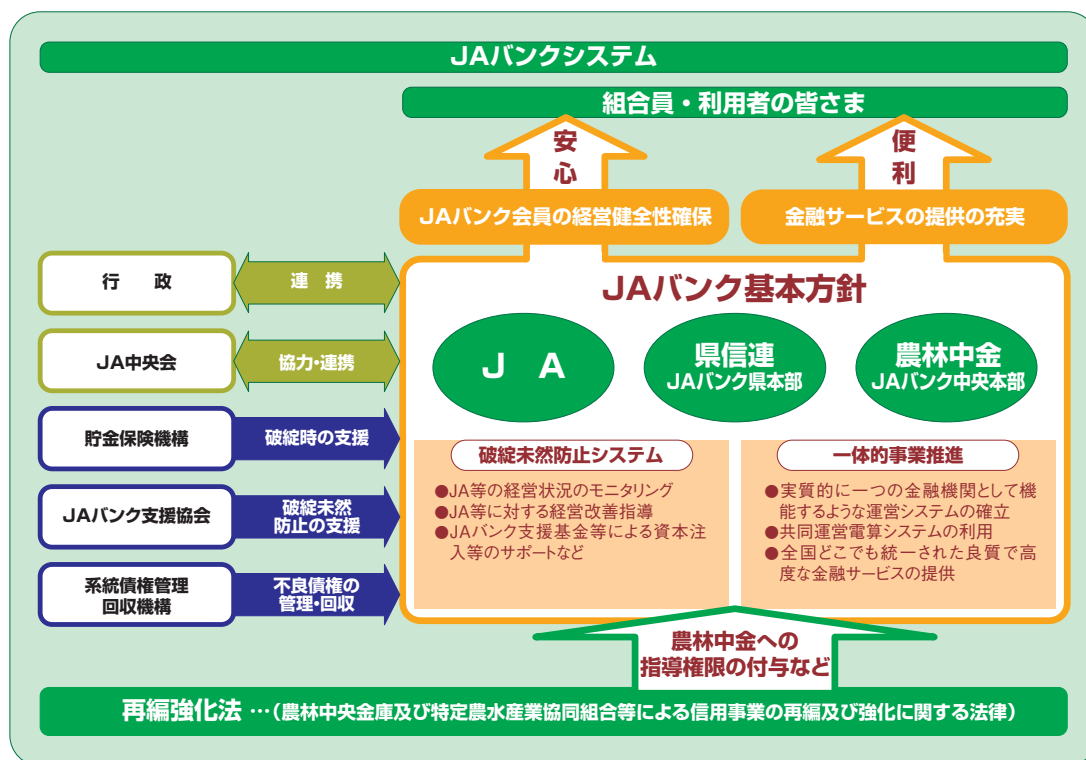
JAバンクえひめ
(愛媛県内JA／県信連)

- 運用収益の還元・配当
- 営業企画・営業支援
- 金融規制・体制整備
財務健全化指導
- コンプライアンス指導
- 県域集中事務処理
- 教育・研修

JAバンクシステム

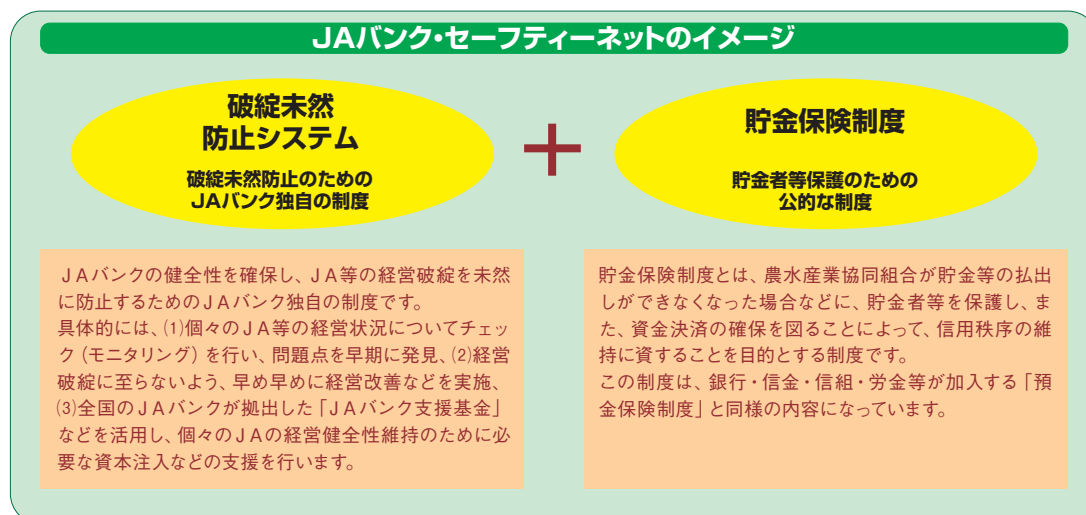
「JAバンクシステム」はJAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」とスケールメリットときめ細やかな金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱から成ります。

お客さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能するシステムとなっております。



JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、組員、お客さまに一層の安心をお届けするため、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」による「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。



経営方針

当会は、愛媛県を事業区域とし、J Aバンク会員である県内11 J Aと当会が、「J Aバンクえひめ」を構成し、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営する相互扶助の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

愛媛農業と地域経済の発展に貢献するとともに、環境・文化・教育といった幅広い視野で地域貢献活動にも取り組み、お客さまから親しまれる金融機関を目指し、事業運営に取り組んでまいります。

■ 経営理念

J Aとともに、農業・地域金融機関として食と農業を通じ、
愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献します。

中期経営計画

当会が策定した中期経営計画では、「安定的収益還元機能の強化」・「J Aバンクえひめ本部機能の強化」・「組織インフラの整備・強化」の3つの基本戦略のもと、総力を結集し、スピード感をもって、実践してまいります。

■ 中期経営目標

J Aバンクえひめとして
持続可能な農業と豊かな暮らしの実現に向けた、
地域の皆さまとのつながり強化と経営戦略の高度化を目指します。

■ 基本戦略

1. 安定的収益還元機能の強化

〔主要施策〕

- (1) 収益力の強化
- (2) 経営・業務管理態勢の高度化
- (3) 財務基盤の拡充

2. J Aバンクえひめ本部機能の強化

〔主要施策〕

- (1) 提案型セールスによる利用者とのつながり強化
- (2) 資金ニーズへの的確な対応による利用者とのつながり強化
- (3) 利用者ニーズを踏まえたつながり(接点)の最適化
- (4) 経営戦略の高度化と健全性確保

3. 組織インフラの整備・強化

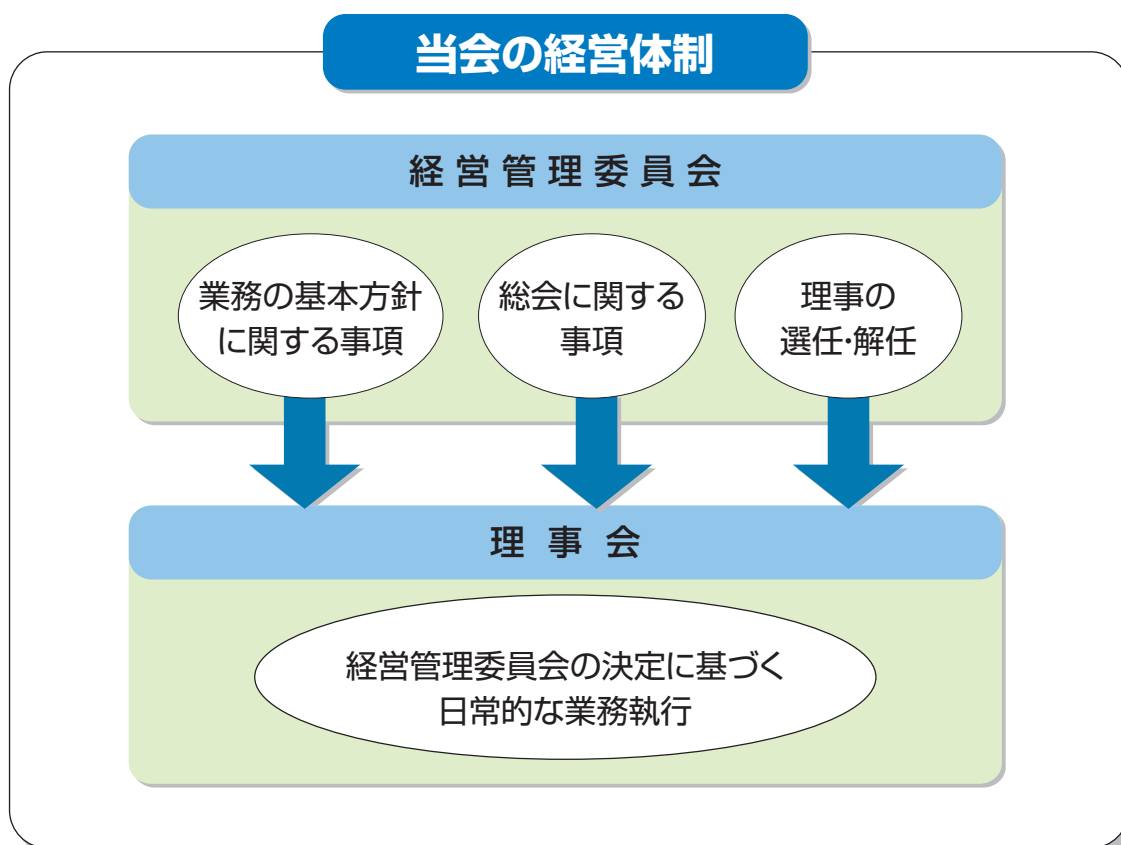
〔主要施策〕

- (1) 経営資源の最適化
- (2) 組織力の強化

経営体制

当会は、経営決定機能と業務執行機能を分離することで、経営の一層の健全性向上と専門性・機動性のある業務執行に努めております。

具体的には、業務の基本方針に関する事項、総会に関する事項および理事の選任・解任などについては、経営管理委員会が決定機関となり、日常の業務執行については、実務に精通した者で構成する理事会が行う仕組みになっております。



業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を策定しております。今年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

内部統制基本方針

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、法令等遵守に関する重要な事項の検討・審議を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。
 - (3) コンプライアンスに関して、役職員等がコンプライアンス主管部署に相談・通報できる「ヘルプライン」および外部の法律事務所等に通報等ができる「J A愛媛ヘルプライン」を設置する。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
 - (5) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
 - (6) 財務報告にかかる規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
 - (7) お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
 - (3) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスクマネジメント基本方針を制定する。
 - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、各々の役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
 - (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
 - (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を整備する。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
 - (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される会議体を設置し、常例または随時の経営課題等の協議、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
 - (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5. 当会およびその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
- (2) 円滑なグループ運営を図るため、当会と子会社等の間において協議または報告すべき事項を定め、子会社等の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

6. 内部監査体制

- (1) 当会の適正な業務運営の遂行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として内部監査担当部署を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務および子会社等を対象とし、理事会が承認する監査計画に基づき実施する。
- (3) 内部監査担当部署長は、内部監査終了後、監査報告書を取りまとめ、理事長および監事に報告し重要な事項については理事会および経営管理委員会に報告するとともに、監査の実施状況を定期的に理事会および経営管理委員会へ報告する。
- (4) 内部監査担当部署長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 内部監査担当部署には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するための職員を配置する。
- (2) 監事は、理事と協議のうえ、必要と認める職員等を監査の補助に当たらせることができるものとする。
- (3) 内部監査担当部署長は、監事から特定事項について調査の依頼を受けたときは、理事長の決裁を得て、監事の指揮により調査を行う。

8. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告する。
- (2) コンプライアンス主管部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 内部監査担当部署長は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- (5) コンプライアンス主管部署は、前記1(3)の「ヘルプライン」等の運用状況について、適正な通報等対応業務の遂行および利害関係者の秘密、信用、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、定期的に監事に報告する。

9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った通報者等に対し、当該通報等を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

10. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事がその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事および職員は、J A 監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

■ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和7年度の運用状況は以下のとおりであります。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
法令等遵守体制については、役職員の行動規範、倫理憲章を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでおります。また、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応については、基本方針を定め体制を整備するほか、JAに向けた研修会等対応支援等の取り組みを実施しております。
財務報告の信頼性・適正性の確保については、財務報告にかかる基本的な考え方を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っております。
また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を明確に示し、役職員に周知を行っております。
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書処理規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確かなものとしております。
また、「JAバンクの内部管理態勢構築にかかる指針」（サイバー攻撃への備え）を踏まえたサイバーセキュリティ対策にかかる体制の整備を行っております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当会は、リスクマネジメント基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスクマネジメント委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っております。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJAバンク業務継続要領を定めております。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画および事業計画の進捗管理を定期的に検討・協議し実効性を図っております。また、理事および関係部長で構成される各委員会等を定期的に開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としております。
5. 当会およびその子会社等における業務の適正を確保するための体制
各業務にかかる諸規程を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めております。また、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めております。
6. 内部監査体制
内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長および監事に報告しております。
7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項
監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査室を設置し、専任の職員を配置しております。
8. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えております。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しております。
9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しております。
10. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針
監事の職務執行について生ずる費用については、年度ごとに予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしております。
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しております。

リスク管理の状況

■ コンプライアンス（法令等遵守）

当会は、協同組合として農業と地域経済・社会の発展に寄与するための社会的責任を負うとともに、金融機関として信用を維持し、健全で適切な運営を確保するという公共的使命を担っております。

こうした社会的責任と公共的使命を全うするとともに、役職員一丸となったコンプライアンス経営の実践に取り組んでおります。

具体的には、コンプライアンス態勢にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、各部門・責任者等の役割などの明確化を図り、関連部署が連携して業務の健全性・適切性の確保を図っております。

また、コンプライアンスの実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、これに基づく取り組みとして法令遵守の自己チェック、役職員の教育・研修の実施など、各種コンプライアンス活動を行い、全役職員に対するコンプライアンスの啓蒙と徹底を図っております。

● 会 是

当会の組織理念です。

- 一、奉仕と協同
- 一、信用と誠実
- 一、創造と実践

● コンプライアンス基本方針

役職員の行動の指針とするため、「会 是」をより具体化し明文化しております。

● コンプライアンス態勢運営要領

コンプライアンス態勢や役職員・各部署の役割を明文化し、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス態勢にかかる審議・検討を行い、遵守体制を確立・発展させていくことを目的として制定しております。

● 役員行為規範

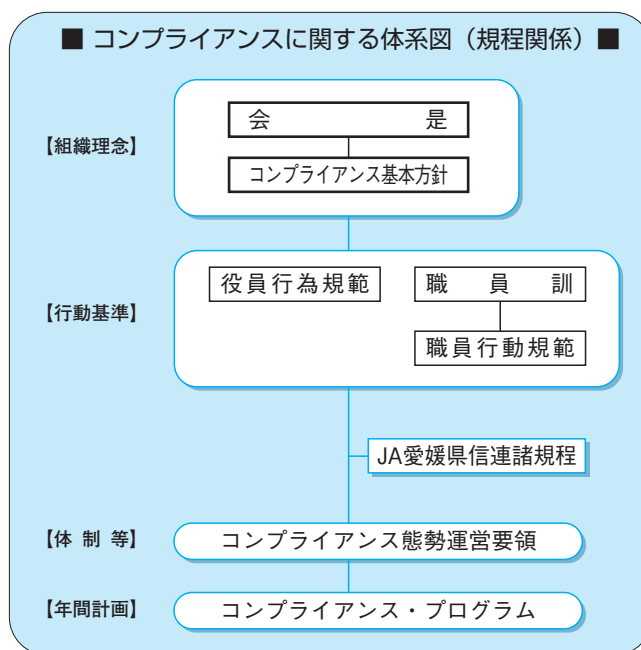
役員（経営管理委員および理事）の行動規範とするため、また、コンプライアンス意識の高揚のために制定しております。

● 職員訓

新しい時代環境に向けた意識改革を行い、職員が生活態度を戒め、自己研鑽を積み、社会の負託に応えることを目的として制定しております。

● 職員行動規範

職員が仕事をしていくうえでの具体的な「行動」のガイドラインとして制定しております。



■ リスク管理体制

昨今の金融市場は複雑かつ急速なリスクの変動を生起させることから、金融機関経営に損失を与えるリスクの発生の可能性および発生した場合の影響度を把握し管理することは、重要な経営課題となっております。

このような情勢にあるなか、当会は健全性の高い経営を確保し信頼を維持していくために、自己責任に基づくリスク管理体制の構築に努めているほか、安定的な収益構造を確立するために、リスク管理の充実に努めております。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっております。当会ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じております。

● リスクマネジメント体制

当会は、「リスクマネジメント基本方針」を定め、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど、様々なリスクの管理を行う枠組みを構築するとともに、それらを統合的に管理する体制を整備しております。具体的には、基本方針に沿って「リスクマネジメント規程」を定め、一連のリスク管理を行うとともに、重要事項についてはリスクマネジメント委員会において審議のうえ、意思決定を行う体制としております。

特に、資金運用にかかる信用・市場リスク管理については、「リスクリミット方針」を定め、与信の集中リスクを回避するほか、経営資源の適正配分、リスクに見合った収益の計上により経営の安定化に努めております。

● 貸出審査体制・余裕金運用体制

貸出資産の健全性の維持・向上を目指し、定期的に担保評価の見直しを行うとともに、企業の実態的な財務内容把握などにより貸出部門での審査充実に図っております。

なお、一定の基準に該当する案件については、貸出部門から独立した二次審査部門において業種特性を踏まえた審査を実施するなど、信用リスク管理の徹底を行っております。

また、余裕金運用に関しては、「余裕金運用規程」に基づき運用方針などを定め、市場環境の変化に対応した効率・安全運用に努めるとともに、運用執行部門（フロント）からリスク管理部門（ミドル）、後方事務部門（バック）を分離し、牽制機能の発揮に努めております。

● 自己査定体制

資産の査定については、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行い、自己査定結果による適正な償却・引当額の算定を行っております。

また、厳正な自己査定を行うため、独立した二次査定部門において一次査定結果の正確性の検証など、牽制機能が発揮できる体制としております。

● 内部監査体制

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、理事会で承認された内部監査計画に基づき、会内全部署を対象に内部監査を実施しております。

内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から業務遂行状況を検証・評価し、改善事項の指摘などを通じて業務の適切性の維持・改善に努めております。

内部監査結果は、内部監査終了後、理事長および常勤監事に報告し、定期的に内部監査実施状況を経営管理委員会に報告しております。

更に、各部署においても定期的な自主点検により適正な業務運営と管理に努めております。

併せて、重要な業務や情報の処理を委託する先に対してオンサイトで監査を実施するなど、委託業務が適正に処理されていることを確認しております。

■ 利用者保護等管理態勢

当会では、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保に向けて「利用者保護等管理方針」を定めるとともに、当会との取引にともない、お客さまの利益を不当に害するような利益相反行為を行わないため「利益相反管理方針」を定め、利用者保護に取り組んでおります。

利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談などをはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針（概要）

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
（１）お客さまと当会との間の利益が相反する類型
（２）当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
（１）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
（２）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
（３）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
（４）その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 金融商品の勧誘方針

当会では、役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めております。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適切な勧誘を行います。

1. お客さまの知識、経験、財産の状況および資産運用の目的を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 情報セキュリティへの取り組み

当会では、会員・利用者などの皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事するものの役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護への取り組み

当会では、利用者などの皆さまの個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1. 関係法令等の遵守
当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
2. 利用目的
当会は、利用者の個人情報等の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。
なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。
また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。
当会の個人情報等の利用目的は、当会の本（支）店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
3. 適正な取得
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
5. 第三者への提供
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報等を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。
なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取り扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報と個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取り扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報と個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

■ 金融A D R制度への対応

当会では、お客さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会業務に関するご相談および苦情等を受け付けております。

（注）「金融ADR制度」とは、金融商品やサービスに関するお客さまの苦情やお客さまとの紛争について、訴訟によらずに迅速・公平・適切な解決を目指すものであります。

苦情等受付・対応態勢

1. ご相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて会内で協議し、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

2. ご相談・苦情等への対応にあたっては、お客さまのお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。

3. 受け付けたご相談・苦情等については、定期的に当会経営陣に報告するとともに、会内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

【当会の相談・苦情受付窓口】

当会の窓口または以下の部署へお申し出ください。

担当部署	企画管理部（リスク管理）
電話番号	089-948-5273 FAX 089-943-5807
受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
受付媒体	電話、FAX、手紙、面談

4. 当会の他に、J Aバンク相談所でも、J Aバンクに関するご相談・苦情をお電話にてお受けしております。

【J Aバンク相談所】

〔一般社団法人J Aバンク・J F マリンバンク相談所内〕

電話番号	03-6837-1359
受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

5. 以下の弁護士会が設置・運営する紛争解決センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、当会「企画管理部(リスク管理)」または上記JAバンク相談所へお申し出ください。なお、愛媛弁護士会へ直接申し立ていただくことも可能です。

【愛媛弁護士会紛争解決センター】
電話番号 089-941-6279
受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
午前10時～12時
午後1時～4時

■ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、お客さまに組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

マネー・ローンダリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

1. 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の一つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当会は、警察、公益財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

■ 金融円滑化への取り組み

当会は、農業を基盤とする地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等の地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割のひとつとして位置付け、金融円滑化にかかる適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような体制を整備いたしております。
 - (1) 理事長以下、常勤理事および関係部署長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理します。
 - (2) 融資担当部署長を「金融円滑化管理責任者」とし、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

● 農業者等の経営支援に対する取組方針

農業者・中小事業者などの地域のお客さまから新規融資や貸付条件の変更などの申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の特性を勘案のうえ、公正・迅速・誠実に対応し、理解と信頼が得られるよう努めております。

● 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者・中小事業者などの地域のお客さまに必要な資金を円滑に供給するため、常勤役員および関係部署長を構成員とする「金融円滑化委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元管理するとともに、「金融円滑化管理責任者」を選任し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

また、個人保証契約について、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守して取り扱うこととしております。

■ お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会では、「JAとともに、農業・地域金融機関として食と農業を通じ、愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、県内JAと連携し、お客さま本位の業務運営をより一層実現できるよう取り組んでまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さま本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

当会は、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則（以下、原則という。）」を採択し、お客さまの安定的な資産形成に貢献するため、取組方針を制定・公表しました。

なお、以下の取組事項については、県内JAがお客さま本位の業務運営を実現するための必要な支援を合わせて行っており、まいります。

※【原則1本文および（注）】

2. お客さまへの最適な商品提供

当会は、お客さまの多様なニーズに合った金融商品・サービスの提供を行なうため、当会役職員の専門的商品知識と誠実・公正な職業倫理観の向上を図り「お客さま本位の業務運営」を企業文化として定着するよう取り組んでまいります。

※【原則2本文および（注）】

3. 利益相反の適切な管理

当会は、お客さまの金融商品・サービスの選定・情報提供および販売・推奨の提案・契約等において、お客さまの利益を不当に害することがないよう「利益相反管理方針」に基づき適切に管理してまいります。

※【原則3本文および（注）】

4. 手数料等の明確化

当会は、お客さまがご負担される手数料その他の費用について、その手数料等がどのようなサービス等の対価に関するものかを含め、お客さまにご理解いただけるよう情報提供を行います。

※【原則4本文】

5. 重要な情報の分かりやすい提供

当会は、お客さまのご判断に資する重要な情報（金融商品・サービスの特徴、取引条件、お客さまの状況やニーズをふまえた提案理由等）をわかりやすく誠実に提供してまいります。

※【原則5本文および（注1～5）】

6. お客さまにふさわしいサービスの提供

当会は、お客さまの多様なニーズ・属性・適合性に合った金融商品・サービスを提供するとともに、金融商品・サービスの特徴や制度等にかかる内容を正しくご理解いただくための情報提供を行います。

また、お客さまの最善の利益を実現するため、運用会社におけるプロダクトガバナンスの取組みを把握し、適切な事業者や商品を選定するための支援を行うとともに、JAバンク全体として運用会社とお客さまの属性等にかかる情報連携を行います。

なお、当会は投資性金融商品の組成は実施しておりません。

※【原則6本文および（注1～7）、補充原則1～5本文および（注）】

7. 職員に対する適切な動機づけの仕組み等

当会は、職員研修や資格取得の奨励を通じて、お客さまへの最適な商品提供等のお客さま本位の業務運営が着実に実践されるよう取り組んでまいります。

※【原則7本文および（注）】

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応を示しております。

事業の概況

■ 経営環境等

J Aバンクを取り巻く環境は、組合員の高齢化・人口減少などによる経営基盤の縮小や資材価格高騰による農業経営への多大な影響、日銀による政策金利の引き上げを契機とした他金融機関等との預貯金獲得競争の激化など、極めて厳しい状況にあります。

こうした情勢のもと、令和7年度は、中期経営計画（令和7年度～令和9年度）の初年度として、基本戦略に掲げる「安定的収益還元機能の強化」、「J Aバンクえひめ本部機能の強化」、「組織インフラの整備・強化」の主要施策に取り組みました。

「安定的収益還元機能の強化」については、有価証券の計画的な投資に取り組むとともに、県内外企業および農業関連法人等の資金需要への対応により貸出残高確保に取り組みました。

「J Aバンクえひめ本部機能の強化」では、「農業の夢・ヒアリング訪問」の実施、農林中金や地元J Aと連携し経営課題の解決および農業所得の向上など担い手支援に努めるとともに、ライフサポートキャンペーンをはじめ、次世代との取引拡大に向けた各種キャンペーンの実施等、利用者とのつながり強化に取り組みました。

「組織インフラの整備・強化」では、会内業務のシステム化等により、業務効率化と生産性の向上に取り組みました。

また、地域貢献活動としては、「第63回愛媛マラソン」などの地域イベントへ協賛するとともに、愛媛県が子どもや子育て世代の支援のために創設した「子どもの愛顔応援ファンド」に愛媛県産米と寄附金を寄贈し、寄贈米を活用した子ども食堂への支援活動などを続けております。

以上のような取り組みの結果、経常利益、当期剰余金ともに計画を上回る実績を収めることができました。

■ 業績

令和8年3月末の県内J A貯金残高は、前年対比194億円減少し1兆9,161億円となりました。

J A貸出金残高は、前年対比89億円増加し3,913億円となりました。

当会の資金調達では、令和8年3月末貯金残高は、前年対比759億円減少し1兆4,184億円となり、令和7年度期中平均残高は、前年対比852億円減少し1兆4,368億円となりました。

一方、資金運用では、預け金残高は、前年対比258億円増加し9,000億円となり、期中平均残高は、前年対比66億円増加し9,143億円となりました。

貸出金残高は、前年対比102億円減少し794億円となり、期中平均残高は、前年対比123億円減少し734億円となりました。

有価証券残高は、前年対比899億円減少し4,262億円となり、期中平均残高は、前年対比938億円減少し4,155億円となりました。

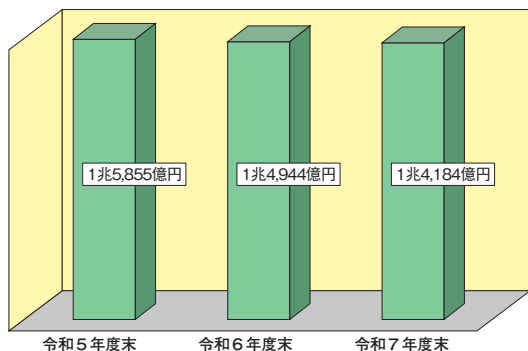
事業収支では、経常収益は178億7千3百万円、経常費用は142億2千4百万円となりました。この結果、経常利益は、前年対比1億4百万円増加し36億4千8百万円となりました。

また、当期剰余金は、前年対比1億5千4百万円増加し31億5百万円となりました。

資金調達および資金供給の状況

信連の資金調達の状況

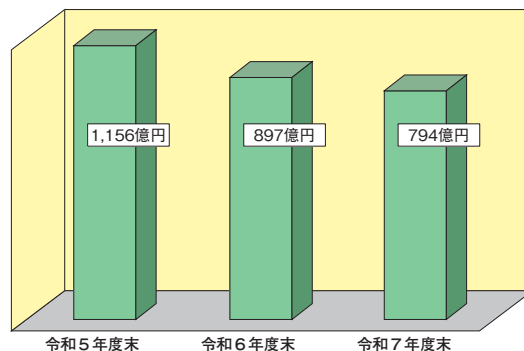
信連貯金等残高の推移



当会の貯金等の残高は、令和8年3月末現在 1兆4,184億円となり、前年対比759億円減少となりました。

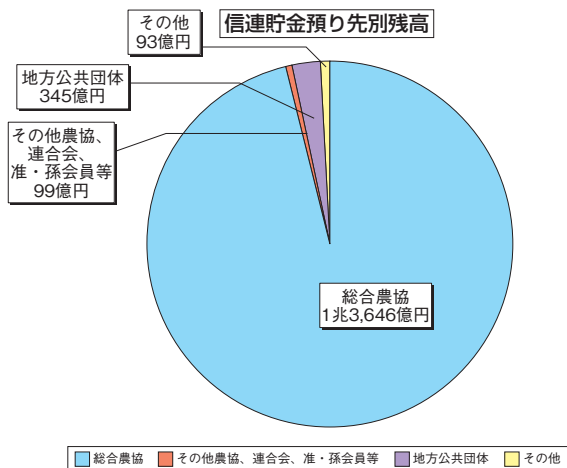
信連の貸出金の状況

信連貸出金残高の推移



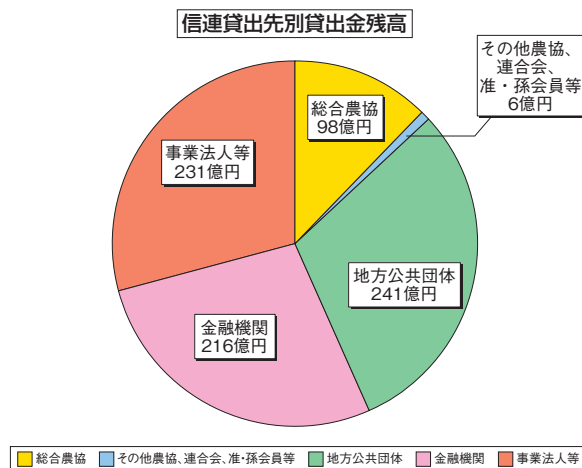
当会の貸出金の残高は、令和8年3月末現在794億円となり、前年対比102億円減少となりました。

信連貯金預り先別残高



当会の資金調達は主として総合農協（JA）からの貯金によるものであります。

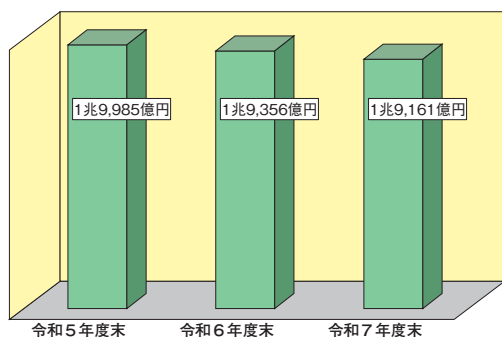
信連貸出先別貸出金残高



県内JAおよび当会にお預りしている貯金等を原資として、地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っております。

JAの資金調達の状況

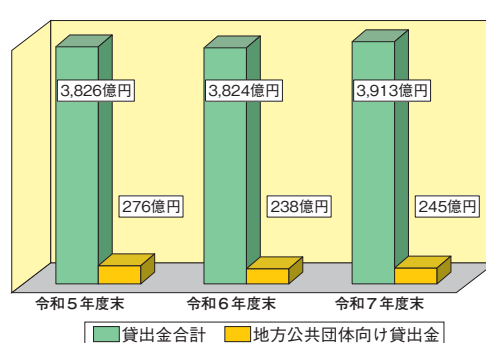
JAの貯金等残高の推移



JAが組合員をはじめ地域の皆さまからお預りしている貯金等の残高は、令和8年3月末現在1兆9,161億円となり、前年対比194億円減少となりました。

JAの貸出金の状況

JAの貸出金残高の推移



JAは、お預りしている貯金等を原資として、組合員・地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っております。令和8年3月末現在の貸出金残高は3,913億円、うち地方公共団体向け貸出金は245億円であります。

J Aバンク自己改革への取り組み

【J Aバンク自己改革】

- ① 農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応
- ② J Aが営農経済事業に全力投球できる環境整備
- ③ 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献

◎ J Aバンクえひめ農業応援県域サポートの実践

農業融資の幅広い対応による金融仲介機能の発揮、農業振興および農業・地域の成長に資する県内J Aの取り組みの認知度向上を目指すため、令和7年度についても農業融資伸長のための助成措置や効果的なPRの展開、県内農畜産物の販路拡大のための情報提供、マスコミなどを活用した農業・地域の情報発信の取り組みに向けた「J Aバンクえひめ農業応援県域サポート」を策定し、農業者、地域を応援いたしました。

◎ J Aグループ愛媛担い手サポートセンター連絡協議会の設置

当会を含めた連合会・中央会が連携して、えひめ農業に対する県域応援体制を一層強化するために、「J Aグループ愛媛担い手サポートセンター連絡協議会」を平成28年4月に設置し、県内J Aにおける担い手の育成支援、生産振興に向けた労働力確保支援、J A営農指導員の育成支援などの取り組みを支援しております。

令和7年度についても、県内J Aや関係機関と連携し、就農相談会の開催や出展、(株)農協観光や人材派遣会社等と連携した労働力確保支援などに積極的に取り組みました。



◎ 地域密着型金融への取り組み

新たな食料・農業・農村基本計画の策定を受け、J Aグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいくなか、J Aバンクえひめとしても、県内J A・当会・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての機能発揮を目指し、担い手金融の強化に積極的に取り組みました。

それぞれの役割分担としては、県内J Aは、認定農業者（農家）や集落営農組織・J A出資型農業法人などの担い手を中心に金融対応を行っております。また、当会・農林中金は、J Aの取り組みを支援するとともに、J Aの対応が困難な農業法人などの担い手に対し、直接融資またはJ Aとの協調融資などにより幅広く柔軟な金融対応に努めました。



● 地域農業の発展への取り組み

○ J A 農業おまかせ資金の活用

J A 農業おまかせ資金は、「組合員の方に分かりやすく、活用しやすい」をコンセプトに、平成28年6月から県内J Aおよび当会で取り扱いを開始し、令和7年度についても、農業者等の資金ニーズに適切かつ迅速に応えられるよう積極的に取り組みました。



○ 農業の夢・ヒアリング訪問の実施

J Aバンクえひめでは、J Aが重要訪問先と位置付けている「農業メイン強化先」を中心とした農業者等に信用部門と営農部門が連携して訪問し、農業に対する「夢」・「希望」・「将来のプラン」を対話しながら聞き取りする「農業の夢・ヒアリング訪問」を平成28年度から継続して実施しております。

令和7年度についても、前年度の訪問で得た資金ニーズを確実に対応するためのフォローアップ運動を4月1日～6月30日までの期間実施するとともに、7月14日～10月31日の期間には「令和7年度農業の夢・ヒアリング訪問」を実施し、農業者等への金融面・非金融面におけるサポートに取り組みました。



○ テレビ「元気！えひめ農業」放送による情報発信

J Aバンクえひめでは、平成28年度より南海放送のテレビ番組「元気！えひめ農業」を制作し、県内各地の農畜産物の魅力発信や次世代のえひめ農業を担う生産者の紹介など農業応援にかかる積極的な情報発信に取り組んでおります。

令和元年度からは、次世代の「えひめ農業」を担う生産者にスポットを当てた番組構成に見直し、令和7年度からは放送回数を年7回から年12回に拡大して、県産農畜産物のPR、農業振興および農業・地域の成長に資するJ Aグループの取り組みなども積極的に情報発信いたしました。

番組名『J AバンクえひめPresents「元気！えひめ農業～えひめ農業の未来を応援～」』



●担い手農業者の経営のライフステージに応じた支援

○ 各種農業資金、制度資金の提供

J A と連携・協調し、J A 農業おまかせ資金、農業近代化資金、新スーパー S 資金、日本政策金融公庫（農林水産事業）資金などの各種農業資金、制度資金等を貸出しております。

【主な制度資金等】

名 称	資 金 の 概 要
農業制度資金（愛媛県関係資金）	
農 業 近 代 化 資 金	農業の「担い手」の経営改善のため、低利で提供される長期の制度資金であります。施設の取得・拡張、設備・農機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしております。
農業経営改善促進資金（新スーパー S 資金）	「認定農業者」の農業経営に必要な運転資金のため、低利で提供される短期の制度資金であります。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的に利用できます。
農業制度資金（日本政策金融公庫資金）	
農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）	「認定農業者」の経営改善のための長期資金であります。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含むなどの場合にご利用できます。
経営体育成強化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期資金であります。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含むなどの場合にご利用できます。
農 業 改 良 資 金	農業の「担い手」の新作物分野・新技術へのチャレンジ、新たな加工・流通部門への進出など、高リスク農業への取り組み支援のため、無利子で提供される長期資金であります。
農林漁業セーフティネット資金	災害や経営環境の変化などにより経営状況が悪化した農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な資金を融通する資金であります。
青 年 等 就 農 資 金	認定新規就農者が青年等就農計画の達成に必要な経費のために、無利子で提供される長期の制度資金であります。
J A 独自資金	
J A 農業おまかせ資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から長期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに低利かつ迅速に融通する J A バンク独自の資金であります。
アグリマイティー資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できる J A バンク独自の資金であります。
アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策にかかる対象者の方のための農業経営に必要な運転資金ニーズに対応できる J A バンク独自の資金であります。
J A 農機ハウスローン	組合員の営農に必要な長期資金に利用でき、迅速な対応が可能な J A バンク独自の資金であります。
営 農 ロ ー ン	組合員の営農に必要な営農資金にご利用でき、迅速な対応が可能な J A バンク独自の資金であります。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的にご利用できます。
当会独自資金	
信連アグリサポート資金	農業者（個人・法人）が行う農業生産および農産物の加工・流通・販売などに関する運転資金・設備資金を低利かつ迅速に融通する当会独自の資金であります。

（注）上記商品の詳細は、お近くの J A 窓口にお問合せください。

○ J Aバンクえひめ原油・原材料等価格高騰対策資金の取り扱い

ウクライナ情勢等の悪化に伴う原油・原材料などの価格高騰の影響を受けた農業者に対して、必要な資金を円滑に対応することにより資金繰りや農業経営の安定化を支援することを目的に、令和4年10月から「J Aバンクえひめ原油・原材料等価格高騰対策資金」の取り扱いを開始し、農業者からの経営相談などに適切に対応しております。

令和8年度についても、中東情勢に伴う原油・原材料などの価格高騰の影響や、生産資材価格の高止まりが続くなか、本資金の取り扱いを継続することとしております。

○ J Aバンクえひめ農業災害支援資金の取り扱い

近年の気候変動により当県においても自然災害が多発している状況を踏まえ、農業災害全般に対応できる資金として令和6年5月から「J Aバンクえひめ農業災害支援資金」の取り扱いを開始し、自然災害による施設復旧や経営の再建維持などが必要な農業者からの経営相談に適切に対応しております。

○ J Aバンクえひめ農地整備事業サポート資金の取り扱い

担い手農業者への農地集積や新規就農者への農地の確保、更には高収益作物の生産および高品質化に向けて行政機関が取り組む農地整備事業に参入する担い手農業者の資金ニーズに円滑に対応し、農業経営の安定化、就農定着に寄与することを目的に、令和3年11月から「J Aバンクえひめ農地整備事業サポート資金」の取り扱いを開始し、行政と一体になって愛媛農業の振興に取り組んでおります。

○ 農業融資にかかる利子助成等支援

担い手農業者等の経営支援を目的として、農業融資にかかるJ Aバンク利子補給（全国）、J Aバンクえひめ利子補給、J Aバンクえひめ保証料助成などを実施しております。



地域貢献情報

トピックス

● 県下統一年金獲得強化運動

J Aバンクえひめでは、年金お受け取り世代応援のため「年金獲得強化運動」を令和7年4月1日～6月30日および令和8年1月5日～2月27日まで実施いたしました。

更に、年金友の会会員向けの会報誌「ゆとりんく」を発行いたしました。



● 新卒者向け給与振込口座獲得活動強化運動

J Aバンクえひめでは、新社会人などの新生活応援のため、令和8年2月2日～5月29日まで「給与振込口座獲得活動強化運動」を実施いたしました。



● 個人貯金キャンペーン

J Aバンクえひめでは、お客さまの資産形成の一助として、令和7年6月9日～8月29日まで「ドーンと貯まる! J A定期貯金キャンペーン」(金利上乘せ定期貯金)、令和7年11月4日～12月30日まで「ドドーンと貯まる! J A定期貯金キャンペーン」(金利上乘せ定期貯金)を実施いたしました。



● 個人 I B 増強運動

J Aバンクえひめでは、非対面取引による J A利用者の利便性の向上に向けた取り組みとして、令和7年3月～令和8年2月末まで「令和7年度個人 I B 増強運動」を実施いたしました。



● ライフサポートキャンペーン

J Aバンクえひめでは、地域の皆さまのカーライフ、リフォーム、教育資金ニーズにお応えするため、令和7年6月1日～令和8年3月31日の期間でライフサポートキャンペーンとして、「J Aマイカーローンキャンペーン」、「J Aリフォームローンキャンペーン」、「J A教育ローンキャンペーン」を実施いたしました。



● 住宅情報番組などへの番組提供

J Aバンクえひめでは、お客さまのマイホーム取得を応援するため、住宅取得等にかかるお得情報のCMを住宅情報番組「おうちラボ」（毎週土曜日9時25分放映）で計3カ月間（令和7年4月～6月）、住宅情報番組「まっすんの陽あたり良好」（毎週土曜日10時25分放映）で6カ月間（令和7年7月～12月）放映いたしました。



● J Aローン（住宅・リフォーム・マイカー・教育）ご利用感謝訪問の実施

J Aバンクえひめでは、J Aで各種ローン（住宅・リフォーム・マイカー・教育）をご利用いただいているお客さまへ日頃の感謝を伝えるため、「J Aローン（住宅・リフォーム・マイカー・教育）ご利用感謝訪問」（令和7年6月2日～10月31日）を実施いたしました。

■ 文化的・社会的貢献活動

● 地域イベントへの協賛などを通じた地域密着の取り組み

地域密着・地域貢献の一環として、地域イベントに積極的に参加・応援しております。

○ 小学生スポーツ大会への特別協賛

愛媛県における少年スポーツ振興応援の一環として、「第10回 J Aバンクえひめカップ 愛媛県小学生男子ソフトボール大会」（令和7年5月開催）ならびに第49回を迎える「南海放送・J Aバンクえひめカップ 愛媛県U-12サッカー大会」（令和7年5月開催）に特別協賛し、小学生スポーツを通じて、子供たちの心身の健全な育成を支援しております。



○ 第63回「愛媛マラソン」への協賛

令和8年2月1日に開催された第63回「愛媛マラソン」に特別協賛するとともに、J Aバンクえひめのブースを設け、県産米を使用した「おにぎり」を配布いたしました。また、当会陸上部も大会に出場し、地域の皆さまとのふれあい、ご声援の温かさを実感いたしました。



○ 子どもの愛顔応援ファンドへの支援

愛媛県が子どもや子育て世代の支援のために創設した「子どもの愛顔応援ファンド」の趣旨に賛同し、県内の農家の方が心を込めて作ったお米と寄附金を寄贈いたしました。なお、提供したお米は、「子どもの愛顔応援ファンド」を通じて、県内の子ども食堂へ届けられております。



○ 愛媛県内の国公立小学校への教材本贈呈事業の実施

令和7年4月に愛媛県内の小学5年生を対象に、子どもたちが農業や食、自然環境への理解を深めるきっかけとなることを願い、補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を約1万2千部贈呈いたしました。

令和8年度についても、継続して教材本贈呈事業を実施することとしております。



○ 「えひめ消費者志向おもいやり自主宣言」への参加

当会では、「えひめ消費者志向おもいやり自主宣言」に賛同し、健全で安全・安心な消費社会と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを促進しております。

当会の経営理念のもと、「愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献」を掲げ、消費・環境の面からSDGsの達成を目指しております。

○ J Aバンクえひめピンクリボン運動の取り組み

地域貢献活動（CSR）の一環として「乳がん」への正しい知識の普及や早期発見・早期治療の大切さを伝えることを目的に、J Aバンクえひめとしてピンクリボン運動に取り組みました。

愛媛県内のJ A本所などに募金箱を設置して募金活動を行い、集められた募金はピンクリボンえひめ協議会へ寄付のうえ、各種活動に役立てられております。



○ 振り込め詐欺未然防止運動

J Aバンクえひめでは、高齢者を狙った「振り込め詐欺」などの特殊詐欺被害が社会問題となっているため、県内J Aおよび当会の金融窓口職員が、貯金キャンペーン期間に振り込め詐欺の注意喚起メッセージを掲げた黄色いタスキをつけて、振り込め詐欺ストップ運動を実施いたしました。



○ 運転免許自主返納制度支援

愛媛県警で取り組んでいる「高齢者が運転免許を自主的に返納しやすい環境を整備し、交通事故を減少させる取り組み」に協力するため、運転免許証を自主的に返納した方に対し、優遇金利を適用する「運転免許自主返納応援定期貯金」の販売を行いました。



● 少子高齢化社会への対応

愛媛県が推進する少子・高齢化対策に賛同し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、子育て支援やワークライフバランスのとれた職場づくりに努めております。

● 「ひめボス宣言事業所」として基本認証を取得

当会では、職員の仕事と家庭生活や地域活動などの両立を支援し、女性の活躍を推進する「ひめボス宣言事業所」として、愛媛県から基本認証を受けており、全ての職員を活かし、育てるとともに、一人ひとりの生活が豊かとなる環境づくりに取り組んでおります。



● 「移動金融店舗車」の運行

県内JAが実施する中山間地域や島しょ部等における金融サービスの確保・地域貢献、ならびに大規模災害発生時の金融対応策（BCP対応）として、「移動金融店舗車」を導入し継続運行しております。車内には、一般の店舗と同様に窓口カウンターを設置し、お客さまと対面で金融サービスの提供を行っております。



● 公共募金活動等への協力

緑の募金、交通遺児育英募金、その他災害支援募金などへの寄付協力や各種ボランティア活動を通じて、社会的貢献に取り組んでおります。

● 地球環境に優しい暮らしをされる方を応援するローン商品の提供

J Aバンクえひめでは、地球環境に優しい暮らしをされる地域の皆さまを応援するためのローン商品を提供しております。

1. J A住宅ローン「とくとくプラン」

この商品は3年、5年、10年の固定金利期間選択型の住宅ローンであります。

固定金利期間終了後、再度固定金利を選択された方に対して、以下の項目に該当すると金利を引き下げることとしております。



○ 次のいずれかに該当される方

エコ対応サポート	●オール電化住宅 ●ガス省エネ住宅（エコウィル、エネファームなど） ●太陽光発電住宅
----------	--

2. とくとくりフォームローン

この商品は、お住いの増改築などリフォーム工事にご利用いただくことができ、工事の中で以下の項目に該当すると金利を引き下げることとしております。

○ 次のいずれかに該当される方

耐震リフォーム	●住宅の基礎部分の補強 ●筋かいを入れるなどの壁の補強 ●土台と柱を金物で固定 など
バリアフリーリフォーム	●階段の勾配緩和 ●手すりの取り付け ●段差の解消 など
省エネリフォーム	●太陽光発電設備 ●太陽熱温水器 ●オール電化設備（電気温水器、IHクッキングヒーターなど） ●ガス省エネシステム（エコウィル、エネファームなど） ●断熱工事（壁などの断熱工事、二重サッシの取り付け）など

住宅ローンをはじめとする各種ローンのご相談は、
県内JAの下記ローン相談窓口をお気軽にご利用ください。

JAうま 四国中央市中曾根町1596番地2 TEL0896-24-2327 ローンセンター	JAえひめ未来 新居浜市田所町3番63号 TEL0897-37-8739 新居浜総合相談センター	JA周桑 西条市丹原町池田301番地 TEL0898-68-7800 金融経済部 融資課	JAおちいまはり 今治市北宝来町1丁目4番地1 TEL0898-33-7270 総合相談センター 夢見館	JA今治立花 今治市北島生町3丁目3番14号 TEL0898-23-0246 金融経済部 営業課
JA松山市 松山市三番町8丁目325番1 TEL089-946-0050 金融部 貸付課	JAえひめ中央 松山市千鳥町8丁目128番地1 TEL089-943-8731 金融部 金融企画課	JA愛媛たいき 大洲市東大洲1582番地 TEL0893-59-4182 金融部 営業課	JAにしうわ 八幡浜市江戸岡1丁目12番10号 TEL0894-24-1118 金融部 資金運用課	JAひがしうわ 西予市宇和町卯之町二丁目462番地 TEL0894-62-1212 金融部 融資課
	JAえひめ南 宇和島市栄町港3丁目303番地 TEL0895-22-8111 金融部 信用企画課			

JAバンクえひめ
(愛媛県内JA / 県信連)

業務内容

事業のご案内

貯金業務

会員 J A や連合会などの農業団体および地方公共団体はもとより、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしております。総合口座、普通貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけるよう取り揃えております。

【主な貯金商品】

種 類		特 色	お預入期間	お預入単位等
総 合 口 座		普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで、自動融資機能を持たせた貯金です。「貯める」、「受取る」、「支払う」、「借りる」の機能を備えた便利な口座です。個人のお客さま専用です。		
	普 通 貯 金	貯金保険制度による保護対象商品です。（無利息型の普通貯金は全額保護されます。）	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)
	定 期 貯 金	定期貯金・定期積金の残高の90％（最高500万円）まで自動融資が受けられます。	各定期貯金の種類に準じます。	各定期貯金の種類に準じます。
普 通 貯 金	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	
普 通 貯 金 無利息型（決済用）	普通貯金を無利息型にすることで、貯金保険制度による全額保護の対象商品です。			
J A 結 婚 子 育 て 資 金 贈 与 専 用 口 座	結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置に対応した専用口座です。原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。	貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上 1,000万円以下 (1円単位)	
成 年 後 見 支 援 貯 金 (普 通 貯 金)	口座開設・払戻・送金・口座解約には家庭裁判所の指示書を必須とする成年後見制度に対応した商品です。	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	
成 年 後 見 支 援 貯 金 無利息型（決済用）	成年後見支援貯金(普通貯金)を無利息型にすることで、貯金保険制度による全額保護の対象商品です。			
貯 蓄 貯 金	お預入残高に応じて金利が設定されます。	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	
通 知 貯 金	まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上 (1円単位)	
定 期 貯 金	スーパード定期貯金	お預入期間は1カ月以上5年以内で自由にお選びいただけます。また、3年以上には複利型もご用意しております。	定型方式 1カ月以上5年以内	1円以上 (1円単位)
	大口定期貯金	1,000万円からの大口資金運用に有利で安全な商品です。	期日指定方式 1カ月超5年未満	1,000万円以上 (1円単位)
	期日指定定期貯金	預入日から1年経過後は、払戻日を1カ月前までに指定することにより一部または全額のお引出しができます。個人のお客さま対象の定期貯金です。	最長預入期間3年	1円以上 300万円未満 (1円単位)
	積立式定期貯金	月々のお積立てを期日指定定期貯金（満期型で1年未満はスーパード定期貯金、または大口定期貯金）でお預かりします。法人の場合にはスーパード定期貯金、または大口定期貯金にてお預かりします。定期的な積立以外に余裕があれば、いつでも自由に預入れができます。	満期型 6カ月以上10年以内 エンドレス型 積立期限に定めはありません。	1回当たり 1円以上 (1円単位)
財 形 貯 蓄	一 般 財 形 貯 金	勤労者の財産づくりのための貯金で、お預け入れは給与等から天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	3年以上	1回当たり 1円以上 (1円単位)
	財 形 年 金 貯 金	2カ月または3カ月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。	5年以上	
	財 形 住 宅 貯 金	住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。		
定 期 積 金	ライフサイクルに合わせてコツコツ積立てていくのに最適です。	定型方式 6カ月以上10年以内 期日指定方式 6カ月超10年未満	1回当たり 1,000円以上 (1円単位)	
譲 渡 性 貯 金 (N C D)	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。市場金利を基準に金利を決めさせていただきます。	定型方式 1カ月以上5年以内 期日指定方式 7日以上5年未満	1,000万円以上 (1円単位)	

(注) その他商品については、貯金窓口でお尋ね下さい。

貸出業務

当会は、会員 J A や連合会などへの貸出をはじめ、地域の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまに必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへの貸出も実施し、地域経済の質的向上や農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しております。

融資の種類	融資先	資金使途	融資限度額	融資期間および返済方法	担保・保証
一般的な融資	法人・個人の皆さま	設備資金 運転資金	最高限度額を事業年度ごとに決定します。	資金使途などに応じてご相談のうえ決定します。	必要に応じて提供していただきます。

(注) 上記は一般的なご融資の場合ですので、個別の融資相談については、融資窓口でお尋ねください。

受託・代理貸付業務

当会は、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業者、農業経営体および農業関係団体の皆さまに農業生産基盤の向上に必要な長期・低利資金の取り扱いや、地域の皆さまにご子弟の進学のための教育資金や住宅の建設・購入などに必要な長期・低利資金を取り扱っております。

為替・振替決済業務

当会は、県内 J A の決済業務本部として、全国の J A ならびに他金融機関との貯金ネットサービスや為替取引をはじめ、給与・年金の口座振込、各種公共料金の口座振替、クレジットカードやデビットカードによる代金決済などの取り扱いを通じ、地域の皆さまへのサービス向上に努めております。

資金運用業務

当会は、皆さまからお預かりした資金を貸出金として運用するほか、農林中金への預け金や国内外の金融証券市場で有価証券などにより効率的に運用しております。有価証券運用では、リスク管理の徹底により安全性・流動性を確保するとともに収益性の向上に努めております。

金融支援業務

当会は、J A 組合員・地域の皆さまのニーズにお応えし、より質の高い金融サービスをご提供するため、J A バンクえひめの戦略企画、新商品の開発、マーケティング・PR 活動などを行っております。

また、J A ローンの迅速かつ良質なサービスをご提供するため、J A に対する各種サポートとして、住宅関連業者への PR 活動などの営業サポートを行っております。

指導・相談業務

当会は、J A バンクえひめの健全性・信頼性確保を図るため、J A の経営・体制整備状況を調査・把握し、J A バンクシステムの適正な運営に努めております。また、J A におけるコンプライアンス態勢、余裕金運用等に関するリスク管理、金融サービスの向上および J A の人材育成支援として、J A 職員向けの集合研修・出前研修を実施するとともに、J A からの金融法務（年金・相続・債権管理回収他）・B I S システムなどに関する相談に対応しております。

公金取扱業務

愛媛県指定代理金融機関として公金の収納および支払いを行っております。

国債窓口販売業務

皆さまの幅広い運用ニーズにお応えするため、長期利付国債などの窓口販売を行っております。

電算業務

県内 J A および当会における貯金・貸出・為替・インターネットバンキングなどのオンライン取引は、全国統一の信用オンラインシステムである J A S T E M システムにおいて正確かつ迅速に処理を行っております。

■ その他の業務およびサービス

J Aキャッシュカードにつきましては、全国のJ Aが設置するA T Mや、ゆうちょ銀行、セブン銀行、コンビニA T M（ローソン銀行・E-net A T M）等での入出金が可能となっております。

また、全国キャッシュサービス（M I C S）に加盟している金融機関のA T Mでの出金および残高照会が可能となっており、J Aキャッシュカードの利用機会が広がっております。

その他に事業主の皆さまのための給与振込・総合振込サービスのお取り扱いや、代金取立業務、J Aバンクアプリ・J Aネットバンクなどサービス向上に努めております。

【主な手数料】

● 為替手数料（消費税含）

令和8年7月1日現在

区 分			定時定額 自動振込	総合振込		窓口利用	
				媒体利用	帳票		
振込手数料 1件につき	当店あて		3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	110円 220円	110円 330円	330円 550円
	当会本支店・ 県内系統金融機関あて		3万円未満 3万円以上	110円 220円	110円 220円	220円 440円	330円 550円
	県外系統金融機関あて		3万円未満 3万円以上	110円 220円	110円 220円	220円 440円	330円 550円
	他金融機関 あて	電信扱	3万円未満 3万円以上	275円 330円	275円 330円	495円 660円	605円 770円
		文書扱	3万円未満 3万円以上	— —	— —	— —	660円 880円
給与振込 手数料 1件につき	当会本支店・系統金融機関あて			無 料			
	他金融機関あて			220円			
小切手等の店頭入金 ※1 1通につき				220円			
代金取立 手数料 1通につき	当会本支店あて			220円			
	電子交換			440円			
	個別取立 ※2			1, 100円			
その他 諸手数料	振込の組戻・訂正料		1件につき	880円			
	不渡手形返却料		1通につき	880円			
	取立手形組戻料		1通につき	880円			
	取立手形店頭呈示料		1通につき	880円			
ただし、880円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。							

※1 当会本支店を支払場所とする店頭入金は、無料であります。

※2 電子交換所に参加しない金融機関宛ての手形・小切手等、郵送対応が必要となるものであります。

● A T M利用手数料[振込]（消費税含）

令和8年7月1日現在

区 分			A T M利用		
			県内J A キャッシュカード	県外J A キャッシュカード	※他行 キャッシュカード
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	無 料 無 料	220円 440円
	当会本支店・ 県内系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	無 料 無 料	220円 440円
	県外系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	110円 220円	110円 220円	220円 440円
	他金融 機関あて	電信扱 3万円未満 3万円以上	385円 550円	385円 550円	495円 660円
		文書扱 3万円未満 3万円以上	— —	— —	— —

※他行キャッシュカードにて当会のATMを利用して振込する場合、上記手数料のほかに別途時間帯に応じてATM支払手数料が必要となります。
（提携金融機関の場合、無料時間帯もあり）

● 各種取引持込手数料 (消費税込)

令和8年7月1日現在

区 分	内 容	手数料 (消費税込)
振込依頼書持込手数料	振込依頼書(連記式)の持込、または、振込依頼書(単票)の持込が1日5枚以上になった場合 (QR伝票での振込は対象外です)	2,200円
媒体持込手数料	各種振込(給与・賞与・総合)および口座振替を紙媒体、USBメモリーなどの電子媒体で処理を依頼される場合	2,200円

● J A ネットバンク利用手数料 (消費税込)

令和8年7月1日現在

区 分			個人契約	法 人 契 約		
			振込(振替)	振込(振替)	総合振込	給与振込
月額基本手数料	照会振込サービス		—	1,100円	—	—
	照会振込+データ伝送サービス		—	3,300円		
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	無 料 無 料	無 料 無 料	無 料 無 料
	当会本支店・県内 系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	110円 220円	110円 220円	無 料 無 料
	県外系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	110円 220円	110円 220円	110円 220円	無 料 無 料
	他金融機関あて	3万円未満 3万円以上	220円 220円	275円 330円	275円 330円	220円 220円

1.「県内系統金融機関」とは、愛媛県内の農業協同組合をいいます。

2.「県外系統金融機関」とは、愛媛県外の農業協同組合・信用農業協同組合連合会、愛媛県内外の漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会および農林中金をいいます。

3.視覚障がいのお客さまなど(視覚障がいの方・手が不自由な方など、ATMを利用して振込手続きを行うことが困難な方)の窓口利用の振込手数料は、ATM利用手数料となります。

● J A データ伝送サービス (ADP) 利用手数料 (消費税込)

(1) 利用形態《LGWAN (エルジーワン)・Connecure (コネキュア)》

令和8年7月1日現在

月間取扱件数	月額基本手数料
1件 ～ 1,500件	3,300円
1,501件 ～ 3,000件	6,600円
3,001件 ～ 6,000件	13,200円
6,001件 ～ 12,000件	26,400円
12,001件 ～	33,000円

(2) 利用形態《VALUX (バリュックス)》

月額基本手数料
3,300円

※ J A データ伝送サービス(ADP)の月額基本手数料については、データ伝送サービスの取り扱いのみであります。

区 分	振込(振替)	総合振込	給与振込
当店あて	無 料 無 料	無 料 無 料	無 料 無 料
当会本支店・県内 系統金融機関あて	110円 220円	110円 220円	無 料 無 料
県外系統金融機関あて	110円 220円	110円 220円	無 料 無 料
他金融機関あて	275円 330円	275円 330円	220円 220円

● でんさいネット利用手数料（消費税含）

令和8年7月1日現在

区 分		利用者登録	代行登録
月額基本手数料	J A ネットバンク 法人契約が必須	無 料	
電債発生記録債務者手数料	同一店内	330円	1,100円
電債発生記録債権者手数料	本支店内	330円	1,100円
電債譲渡記録手数料	系 統 内	330円	1,100円
電債分割記録手数料	他 行	660円	1,100円
電債保証記録手数料		330円	1,100円
電債支払等記録手数料			
電債変更記録手数料			
電債残高証明書（定例発行）手数料		—	1,650円

● 各種発行手数料（消費税含）

令和8年7月1日現在

区 分		内 容	手 数 料
小 切 手 用 紙 交 付 料		1冊(50枚)につき	3,300円
約 束 手 形 用 紙 交 付 料		1冊(50枚)につき	3,300円
為 替 手 形 用 紙 交 付 料		1冊(50枚)につき	3,300円
自己宛小切手発行手数料		1枚につき	550円
残 高 証 明 書 発 行 手 数 料	当 会 所 定 様 式	1通につき	440円
	監 査 法 人 所 定 様 式	1通につき	3,300円
	そ の 他 様 式	1通につき	1,650円
融資証明書発行手数料		1通につき	440円
利息証明書発行手数料		1通につき	440円
取引履歴明細表発行手数料		1口座につき	550円
再 発 行 手 数 料	通 帳	1冊につき	1,100円
	証 書	1枚につき	1,100円
	キャッシュ(ローン)カード	1枚につき	1,100円
	I C キャッシュカード	1枚につき	1,100円
	I C キャッシュ・クレジット 一体型カード	1枚につき	1,100円

● A T M利用手数料〔預入・支払〕（消費税含）

令和8年7月1日現在

キャッシュ（ローン）カードの区分				利 用 時 間	手 数 料
J A キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	当会キャッシュカード 県内キャッシュカード	お預入 お支払	平 日 土曜日・日曜日・祝日	8：00～21：00	無 料
	県外キャッシュカード	お預入 お支払	平 日 土曜日・日曜日・祝日	8：00～21：00	
J F マリンバンクカード		お支払	平 日 土曜日・日曜日・祝日	8：00～21：00	無 料
伊 予 銀 行 カ ー ド 愛 媛 銀 行 カ ー ド 三 菱 U F J 銀 行 カ ー ド		お支払	平 日	8：00～ 8：45	110円
				8：45～18：00	無 料
				18：00～21：00	110円
			土曜日・日曜日・祝日	8：00～21：00	110円
他 行 カ ー ド （ J F マリンバンクカード、 伊予銀行カード、愛媛銀行 カード、三菱UFJ銀行カ ードは除きます ）		お支払	平 日	8：00～ 8：45	220円
				8：45～18：00	110円
				18：00～21：00	220円
			土曜日・日曜日・祝日	8：00～21：00	220円
ゆうちょ銀行A T M利用 （ 当会キャッシュカードでゆ うちょ銀行のA T Mを利用 した場合の手数料です ）		お預入 お支払	平 日	8：00～ 8：45	110円
				8：45～18：00	無 料
				18：00～21：00	110円
			土曜日・日曜日・祝日	8：00～21：00	110円
セブン銀行A T M 利用 イーネットA T M 利用 ローソン銀行A T M 利用 （ 当会キャッシュカードでセブ ン銀行、イーネット、ローソ ン銀行のコンビニA T M を利 用した場合の手数料です ）		お預入 お支払	平 日	8：00～ 8：45	110円
				8：45～18：00	無 料
				18：00～21：00	110円
			土曜日	8：00～ 9：00	110円
				9：00～14：00	無 料
				14：00～21：00	110円
			日曜日・祝日	8：00～21：00	110円

- 上記手数料は、ATM1回あたりの利用手数料であります。
- 当会、県内JAおよび全国のJAが発行するキャッシュカードで当会を含む全国のJAが設置するATMおよび全国のJFマリンバンクが設置するATMを利用された場合の手数料は終日無料となります。
ただし、他行と共同設置しているATMについては、手数料が必要となる場合があります。
*JFマリンバンクとは、信用事業を行う全国の信漁連・漁協などが構成するグループの総称であります。
- ATMのご利用時間は設置場所により異なります。
【ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のA T M提携】
 - 当会が発行するキャッシュカードでゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATMを利用して、お預入・お支払取引がご利用いただけます。手数料は、上記一覧表のとおりとなります。
 - ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当会ATMからのお支払取引がご利用いただけますが、お預入取引はご利用いただけません。
 - ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当会ATMからお支払取引がご利用いただいた場合の手数料は、ゆうちょ銀行が定めた手数料となります。

● 口座開設手数料 (消費税込)

令和8年7月1日現在

区 分	内 容	手 数 料
当座貯金口座開設手数料	1 口 座 に つ き	5,500円

● 両替手数料 (消費税込)

令和8年7月1日現在

区 分	内 容	手 数 料
両 替 手 数 料 ※両替前後で多い方の枚数を適用	1～30枚	当会に口座をお持ちのお客様 無料 ※1
		上記以外のお客様 220円
	31～100枚	220円
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	770円
	1,001枚～	1,000枚毎 330円加算

※1 ご本人の通帳もしくはキャッシュカードを窓口へご提示いただきます。

※2 同一金種の新札への両替、汚損した現金の両替、記念硬貨の交換は無料。

● 大量硬貨取扱手数料 (消費税込)

令和8年7月1日現在

区 分	内 容	手 数 料
大 量 硬 貨 取 扱 手 数 料	1～100枚	無料
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	770円
	1,001枚～	1,000枚毎 330円加算

※1日に複数の取引をされる場合、合算した硬貨枚数での適用となります。

● 未利用口座管理手数料 (消費税込)

令和8年7月1日現在

内 容	手 数 料
年 間	1,320円

※令和3年10月1日以降に開設された普通貯金・貯蓄貯金口座のうち、最終取引日から2年以上取引がなく、かつ、貯金残高が1万円未満の口座を対象とします。

● 個人情報開示等事務手数料 (消費税込)

令和8年7月1日現在

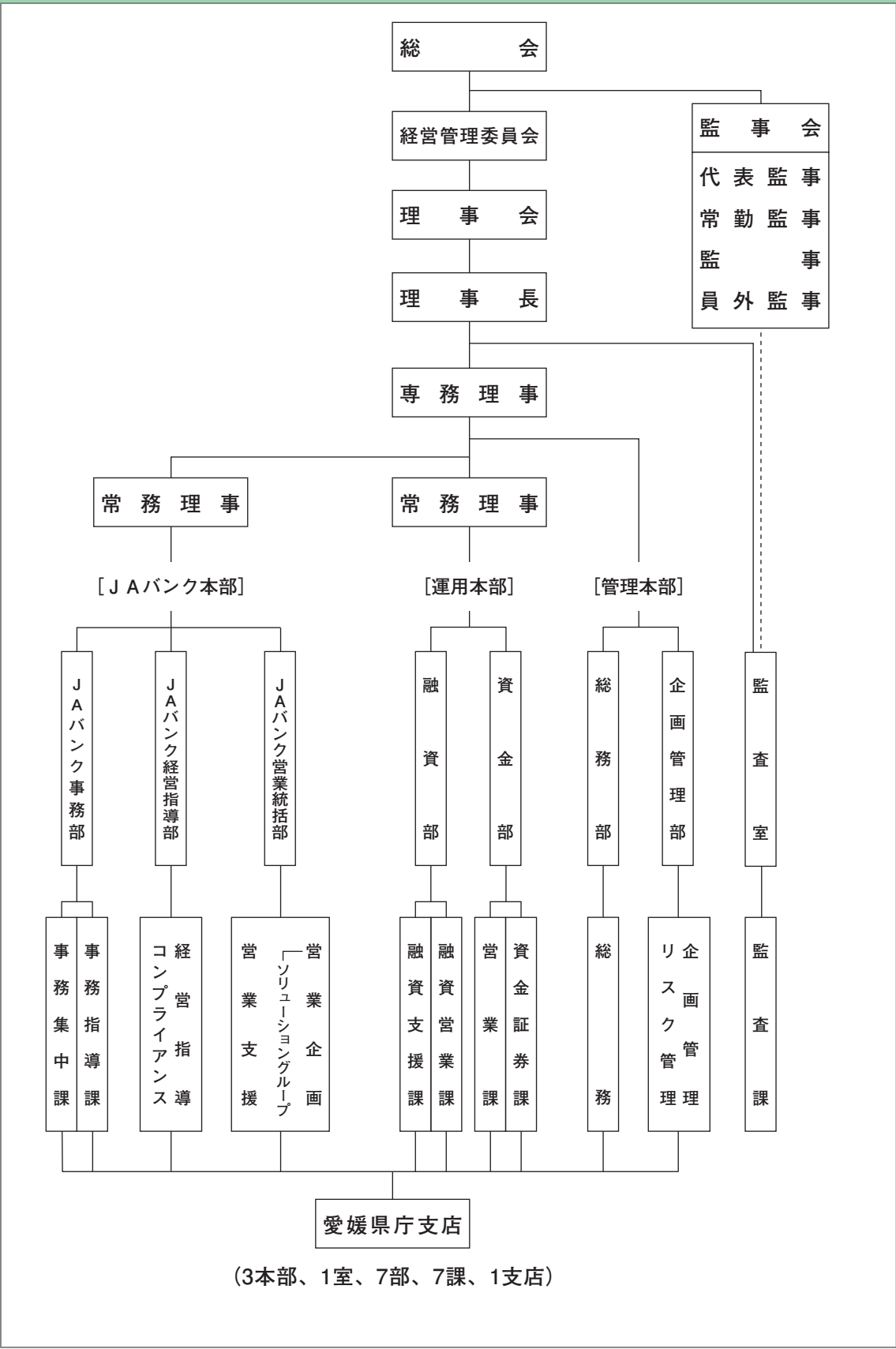
受 け 渡 し 方 法			手 数 料
個 人 情 報 開 示 等 事 務 手 数 料	店頭でお受け取りの場合	1件につき	550円
	郵送の場合	1件につき	1,100円

組 織

当会の組織

● 機 構

令和8年7月1日現在



組
織

■ 会 員 数

資 格 別	令和 8 年3月末	令和 7 年3月末	令和 6 年3月末
正 会 員	20	20	20
准 会 員	13	13	13
合 計	33	33	33

■ 役 員 (令和 8 年 7 月 1 日現在)

経 営 管 理 委 員 会	経 営 管 理 委 員 会 会 長	合 田 久
	経 営 管 理 委 員	阿 部 和 孝
	経 営 管 理 委 員	桑 田 誠
	経 営 管 理 委 員	石 野 満 章
	経 営 管 理 委 員	吉 見 一 弥
	経 営 管 理 委 員	越 智 恵 吾
	経 営 管 理 委 員	田 淵 博 幸
	経 営 管 理 委 員	檜 垣 純 二
	経 営 管 理 委 員	山 内 謙 治

理 事 会	代 表 理 事 理 事 長	竹 田 一 郎
	代 表 理 事 専 務	朝 山 孝 則
	常 務 理 事	長 井 弘 幸
	常 務 理 事	脇 水 真 人

監 事 会	代 表 (常 勤) 監 事	高 橋 晃 成
	監 事	林 博
	監 事	岡 部 成 彦
	監 事	井 田 敏 勝
	員 外 監 事	渡 部 義 行

■ 職 員 数

区 分	令和 8 年3月末	令和 7 年3月末	令和 6 年3月末
男 子 職 員	80	84	89
女 子 職 員	49	47	48
合 計	129	131	137

■ 店 舗 一 覧

令和 8 年7月1日現在

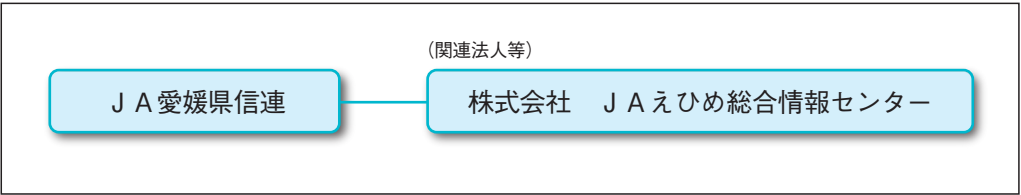
店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	松山市南堀端町 2 番地 3	(089) 948-5211
愛媛県庁支店	松山市一番町 4 丁目 4 番地 2	(089) 921-8068

- 特定信用事業代理業者の状況
該当する取引はありません。

- 子会社等の状況
【子会社等の数】

	令和 8 年3月末	令和 7 年3月末	増減数
子 会 社	0	0	0
子 法 人 等	0	0	0
関 連 法 人 等	1	1	0
合 計	1	1	0

【組織の構成】



【子会社等の概況】

会 社 名	株式会社 JA えひめ総合情報センター
所 在 地	松山市土居田町31番地1
主 要 な 事 業 内 容	農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、関連子会社の情報処理および情報対策・指導業務 それに付随する一切の業務
設 立 年 月 日	昭和52年2月8日
資 本 金 総 額	100百万円
当 会 の 議 決 権 比 率	30.0%
当会および他の子会社の議決権比率	30.0%



【株JAえひめ総合情報センター】

役員等の報酬体系

役員

対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬などの種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬などの支払総額は、次のとおりであります。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っております。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬など	70	9

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員12名、理事6名、監事9名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっております。なお、令和7年度において使用人兼務役員はおりません。

対象役員の報酬等の決定

【役員報酬（基本報酬）】

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事毎に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員毎の報酬額については経営管理委員会において、理事毎の報酬額については理事会において決定し、監事毎の報酬額については監事の協議によって決定しております。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員毎の報酬額の決定にあたっては、役員等報酬審議会（構成：J Aの常勤役員等の中から経営管理委員会会長が委嘱した委員9名）および信連常勤役員報酬審議会（構成：J Aの常勤役員等の中から理事長が委嘱した委員7名）に諮問をし、その答申を踏まえて各々の役職・責務などを勘案して決定しております。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額も答申を踏まえて決定しております。

【役員退職慰労金】

役員退職慰労金については、役員退任給与金引当規程に基づき算定し、総会で経営管理委員、理事および監事毎に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任給与金引当規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各々の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

■ 職員等

● 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬などと同等額以上の報酬などを受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和7年度に当会の常勤役員に支払った報酬額などの平均額としております。

3. 令和7年度において当会の常勤役員が受ける報酬などと同等額以上の報酬などを受ける者はありません。

■ その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬などの体系は、上記開示のとおり過度なリスクを引き起こす要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬などの体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬などと業績の連動に関する事項」その他「報酬などの体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

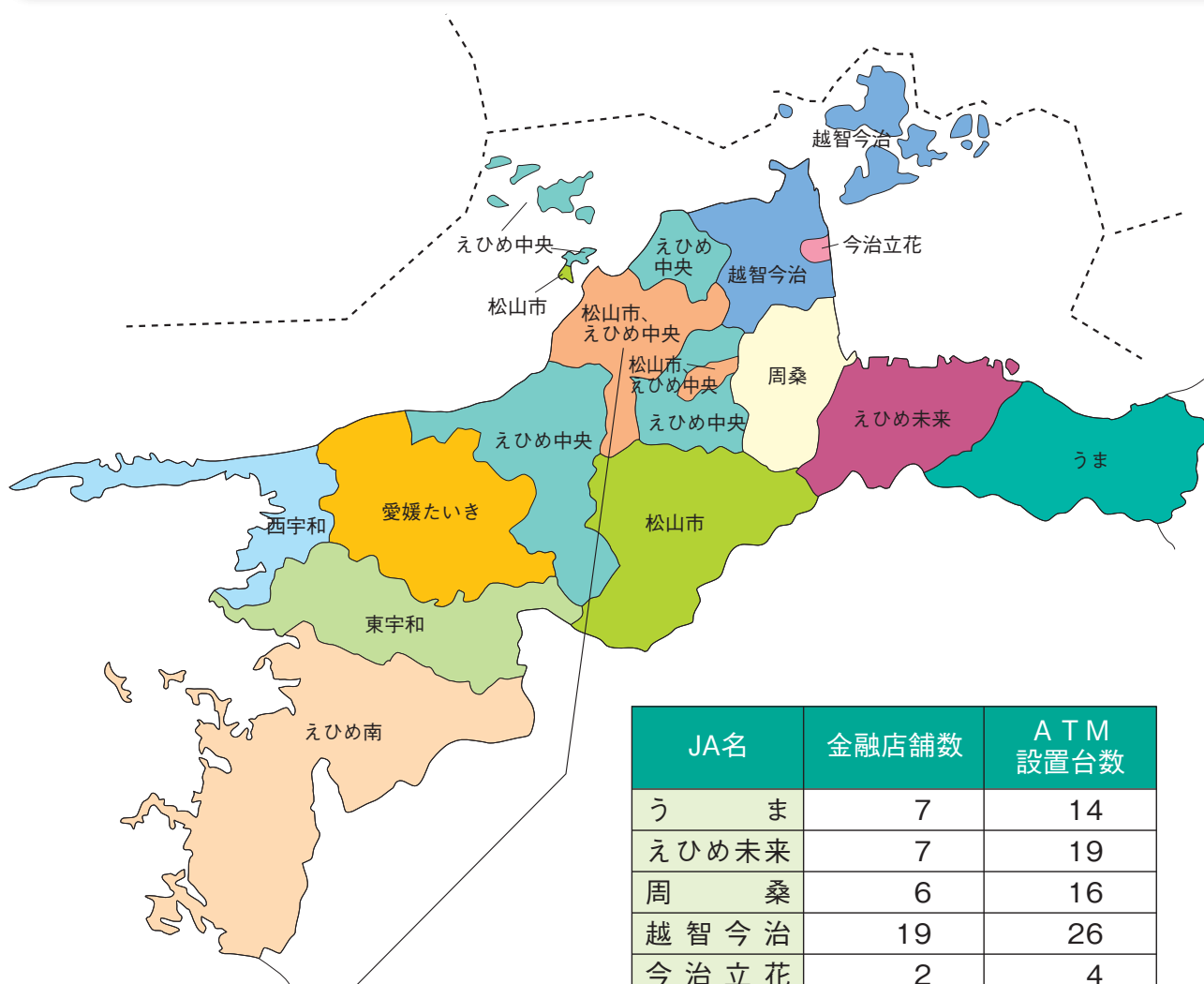


沿革・あゆみ

昭和23年	・愛媛県信用農業協同組合連合会が発足
33年	・信連創立10周年
34年	・信連貯金100億円突破
38年	・信連貯金200億円突破
39年	・機構改革により5事務所となる
40年	・農協会館竣工
41年	・内国為替業務の取り扱いを開始
43年	・信連創立20周年
47年	・信連貯金1,000億円突破
48年	・愛媛県指定代理金融機関となる
52年	・信連貯金3,000億円突破
53年	・信連創立30周年 ・全国銀行内国為替制度へ加盟 ・愛媛県農協電算センター竣工
54年	・農協信用事業オンライン開始
56年	・信連貯金5,000億円突破
59年	・「全国農協貯金ネットサービス」の取り扱いを開始
60年	・信連貯金7,000億円突破
61年	・「ふるさと共同サービス」へ加盟 ・国債窓販の取り扱いを開始
63年	・信連創立40周年
平成元年	・信連貯金1兆円突破
3年	・サンデーバンキングの取り扱いを開始
4年	・信連貯金1兆2,000億円突破
6年	・機構改革により融資業務を本所へ集中
7年	・機構改革により貯金業務を本所へ集中
8年	・「農協オンラインバンキングシステム」(N O B S) が稼働
10年	・信連創立50周年
11年	・愛媛銀行とのATM・CD無料化提携
12年	・JA貯金1兆5,000億円突破
13年	・「JAバンクシステム」が始動
14年	・「JAネットバンク」の取り扱いを開始
15年	・ゆうちょとのATM提携(出金・残高)
16年	・経営管理委員会制度を導入

平成18年	・全国統一の信用オンラインシステム(J A S T E M) へ移行 ・ATMのIC化対応 ・セブン銀行とのATM提携(出金・残高)
19年	・「JAバンクアグリサポート事業」を展開 ・JA住宅ローン「とくとくプラン」発売 ・ゆうちょ・セブン銀行とのATM提携(入金)
20年	・信連創立60周年 ・JAバンクにおけるATM顧客手数料の全国一律無料化 ・三菱東京UFJ銀行とのATM提携
21年	・「年金花道キャンペーン」を展開 ・JAローン残高1,000億円突破
22年	・JA貯金1兆6,000億円突破 ・J F マリンバンクとのATM終日無料化提携、ゆうちょとのATM平日無料化提携
23年	・「給与振込はJAにおまかせキャンペーン」を展開
25年	・JAバンクえひめ長期ビジョン「JA貯金2兆円の早期達成」を設定 ・JA貯金1兆7,000億円突破 ・伊予銀行およびコンビニ2社(ローソン・イーネット)ATM無料化提携
26年	・事業本部制を導入 ・「法人JAネットバンク」の取り扱いを開始
27年	・JA貯金1兆8,000億円突破 ・愛媛県と「災害時連携協力協定」締結 ・県内金融機関と「災害発生時相互支援協定」締結
28年	・「JAバンクえひめ農業所得増大・地域活性化応援プログラム」を展開 ・信連貯金1兆5,000億円突破
29年	・JA貯金1兆9,000億円突破 ・移動金融店舗車を導入
30年	・信連創立70周年 ・JA貯金2兆円突破
令和元年	・「JAバンクアプリ」の取り扱いを開始
2年	・JAローン残高2,000億円突破
3年	・JAデータ伝送サービス(ADP方式)の取り扱いを開始
4年	・手形・小切手の電子交換所への移行
6年	・「JAバンクアプリプラス」の取り扱いを開始
7年	・「JAバンクSmile Navi(タブレット)」を導入

JAバンクえひめの店舗網



JA愛媛県信連 本所

〒790-8555

愛媛県松山市南堀端町2番地3

TEL 089 (948) 5211 (受付)

FAX 089 (943) 5807

JA名	金融店舗数	ATM 設置台数
う ま	7	14
えひめ未来	7	19
周 桑	6	16
越 智 今 治	19	26
今 治 立 花	2	4
松 山 市	33	40
えひめ中央	25	47
愛媛たいき	12	12
西 宇 和	9	19
東 宇 和	5	12
え ひ め 南	8	33
愛媛県信連	2	8
計	135	250

(注) 1. 令和8年7月1日現在

2. ATM設置台数は、他行などとの共同設置分を含みます。

最寄の店舗情報は、JAバンクえひめホームページ「店舗・ATM」から検索できます。

(JAバンクえひめホームページ) <https://www.jabank-ehime.or.jp>

J Aバンクえひめホームページのご案内

J Aバンクえひめのお知らせやキャンペーン情報などはパソコンおよびスマートフォンでご覧いただくことができます。皆さまのアクセスをお待ちしております。



<https://www.jabank-ehime.or.jp>

当会の概要や経営・財務情報は J A 愛媛県信連のホームページをご覧ください。



<https://www.jabank-ehime.or.jp/kenshinren>

資料編

CONTENTS

財務諸表

●貸借対照表	46
●損益計算書	47
●経費の内訳	48
●キャッシュ・フロー計算書	49
●剰余金処分計算書	50
●注記表	51

損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標	67
●利益総括表	67
●事業純益	67
●資金運用収支の内訳	68
●受取・支払利息の増減額	68

貯金に関する指標

●科目別貯金平均残高	69
●定期貯金残高	69

貸出金等に関する指標

●科目別貸出金平均残高	69
●貸出金の金利条件別内訳残高	69
●貸出金の担保別内訳残高	70
●債務保証見返の担保別内訳残高	70
●貸出金の用途別内訳残高	70
●貸出金の業種別残高	71
●主要な農業関係の貸出金残高	71
●受託貸付金残高	72
●農協法に基づく開示債権の状況および 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	73
●元本補填契約のある信託にかかる 農協法に基づく開示債権の状況	73
●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	73
●貸出金償却の額	73

有価証券等に関する指標

●種類別有価証券平均残高	74
●商品有価証券種類別平均残高	74
●有価証券残存期間別残高	74

有価証券の時価情報等

●有価証券の時価情報	75
●金銭の信託の時価情報	76
●デリバティブ取引等	76

経営諸指標

●利益率	77
●貯貸率・貯証率	77

自己資本の充実の状況

●自己資本の充実の状況(単体)	78
1. 自己資本の状況	78
2. 信用リスクに関する事項	81
3. 信用リスク削減手法に関する事項	89
4. 派生商品取引および 長期決済期間取引のリスクに関する事項	91
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	93
6. CVAリスクに関する事項	94
7. マーケット・リスクに関する事項	94
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	94
9. 出資等または株式等 エクスポージャーに関する事項	95
10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	96
11. 金利リスクに関する事項	97

財務諸表の適正性等に関する確認

会計監査人の監査

記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)	科 目	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	2,179	3,618	貯 金	1,408,541	1,470,983
預 け 金	900,032	874,155	当 座 貯 金	13,662	13,473
系 統 預 け 金	885,034	858,814	普 通 貯 金	15,198	6,554
系 統 外 預 け 金	14,997	15,341	貯 蓄 貯 金	17	20
金 銭 の 信 託	51,330	47,669	別 段 貯 金	16,068	14,163
有 価 証 券	426,219	516,195	定 期 貯 金	1,358,574	1,436,748
国 債	65,339	41,625	定 期 積 金	19	23
地 方 債	2,447	825	譲 渡 性 貯 金	9,901	23,440
社 債	7,820	8,276	借 用 金	-	1,400
外 国 証 券	38,761	46,500	代 理 業 務 勘 定	0	0
受 益 証 券	311,850	418,968	そ の 他 負 債	5,345	4,047
貸 出 金	79,497	89,736	未 払 法 人 税 等	195	218
手 形 貸 付	255	404	金 融 派 生 商 品 負 債	468	-
証 書 貸 付	48,195	51,964	仮 受 金	2,161	2,120
当 座 貸 越	9,433	17,187	そ の 他 の 負 債	83	601
金 融 機 関 貸 付	21,613	20,179	未 払 費 用	2,433	1,104
そ の 他 資 産	5,446	2,761	前 受 収 益	2	2
従 業 員 貸 付 金	412	414	諸 引 当 金	3,501	3,464
差 入 保 証 金	1	1	相 互 援 助 積 立 金	2,758	2,700
金 融 派 生 商 品 資 産	-	88	賞 与 引 当 金	63	62
仮 払 金	8	13	退 職 給 付 引 当 金	645	657
未 収 金	2,236	841	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	33	44
そ の 他 の 資 産	212	221	繰 延 税 金 負 債	5,379	3,716
未 収 収 益	2,465	1,118	債 務 保 証	377	370
前 払 費 用	110	61	負 債 の 部 合 計	1,433,046	1,507,424
有 形 固 定 資 産	1,443	1,446	(純資産の部)		
建 物	383	387	出 資 金	43,010	43,010
土 地	1,045	1,045	(うち後配出資金)	(19,920)	(19,920)
その他の有形固定資産	15	14	再 評 価 積 立 金	3	3
無 形 固 定 資 産	52	41	利 益 剰 余 金	65,527	64,672
ソ フ ト ウ ェ ア	48	37	利 益 準 備 金	32,055	31,455
その他の無形固定資産	3	3	そ の 他 利 益 剰 余 金	33,472	33,217
外 部 出 資	90,335	90,277	経 営 安 定 化 対 策 積 立 金	4,200	4,200
系 統 出 資	89,304	89,304	特 別 積 立 金	23,390	23,390
系 統 外 出 資	971	913	当 期 未 処 分 剰 余 金	5,881	5,626
子 会 社 等 出 資	60	60	(うち当期剰余金)	(3,105)	(2,950)
債 務 保 証 見 返	377	370	会 員 資 本 合 計	108,541	107,686
貸 倒 引 当 金	△ 683	△ 705	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,968	11,993
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,324	△ 1,537
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	14,643	10,455
			純 資 産 の 部 合 計	123,185	118,142
資 産 の 部 合 計	1,556,232	1,625,566	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,556,232	1,625,566

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		令和7年度 (自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)	令和6年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)
経	常 収 益	17,873	16,959
	資 金 運 用 収 益	13,804	10,993
	貸 出 金 利 息	547	399
	預 け 金 利 息	2,250	372
	有価証券利息配当金	5,392	5,001
	そ の 他 受 入 利 息	5,613	5,220
	(うち受取奨励金)	(5,610)	(5,217)
	役 務 取 引 等 収 益	1,039	1,063
	受 入 為 替 手 数 料	31	29
	その他の受入手数料	1,007	1,033
	その他の役務取引等収益	0	0
	そ の 他 事 業 収 益	2,203	3,997
	受 取 出 資 配 当 金	13	13
	国債等債券売却益	2,189	3,984
	そ の 他 経 常 収 益	825	905
	貸倒引当金戻入益	22	11
	株 式 等 売 却 益	4	168
	金銭の信託運用益	750	688
	その他の経常収益	48	36
経	常 費 用	14,224	13,415
	資 金 調 達 費 用	9,689	7,928
	貯 金 利 息	2,570	424
	譲 渡 性 貯 金 利 息	51	19
	そ の 他 支 払 利 息	7,067	7,484
	(うち支払奨励金)	(7,067)	(7,484)
	役 務 取 引 等 費 用	1,190	1,185
	支 払 為 替 手 数 料	7	6
	その他の支払手数料	1,183	1,178
	そ の 他 事 業 費 用	1,222	2,225
	支 払 助 成 金	222	96
	国債等債券売却損	999	2,129
	金融派生商品費用	0	0
	経 費	2,028	1,944
	人 件 費	1,089	1,051
	物 件 費	836	804
	税 金	102	88
	そ の 他 経 常 費 用	94	131
	相互援助積立金繰入額	58	59
	金銭の信託運用損	24	57
	その他の経常費用	12	14
経	常 利 益	3,648	3,544
特	別 利 益	0	0
	そ の 他 の 特 別 利 益	0	0
特	別 損 失	0	0
	固 定 資 産 処 分 損	0	0
	そ の 他 の 特 別 損 失	0	0
税	引 前 当 期 利 益	3,648	3,544
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	541	607
法	人 税 等 調 整 額	1	△ 13
法	人 税 等 合 計	543	593
当	期 剰 余 金	3,105	2,950
当	期 首 繰 越 剰 余 金	2,776	2,675
当	期 末 処 分 剰 余 金	5,881	5,626

経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和 7 年度	令和 6 年度
人 件 費	1,089	1,051
役員報酬	70	70
給料手当	764	754
うち賞与引当金繰入額	63	62
福利厚生費	166	159
退職給付費用	77	56
役員退職慰労金	0	0
役員退職慰労引当金繰入額	9	9
物 件 費	836	804
事業推進費	48	59
債権管理費	1	2
旅費交通費	22	21
業務費	478	453
負担金	101	101
施設費	182	162
雑費	1	3
税 金	102	88
合 計	2,028	1,944



キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 7 年度 (自令和 7 年4月 1日 至令和 8 年3月31日)	令和 6 年度 (自令和 6 年4月 1日 至令和 7 年3月31日)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	3,648	3,544
減価償却費	38	45
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 22	△ 11
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 11	23
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	48	69
資金運用収益	△ 13,804	△ 10,993
資金調達費用	9,689	7,928
有価証券関係損益 (△は益)	△ 1,195	△ 2,023
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 726	△ 631
為替差損益 (△は益)	855	378
貸出金の純増 (△) 減	10,238	25,882
預け金の純増 (△) 減	△ 39,000	65,782
貯金の純増減 (△)	△ 75,981	△ 91,082
借入金の純増減 (△)	△ 1,400	△ 2,200
資金運用による収入	12,119	11,135
資金調達による支出	△ 8,359	△ 7,622
事業分量配当金の支払額	△ 1,447	△ 1,744
その他	△ 860	751
小 計	△ 106,170	△ 765
法人税等の支払額	△ 564	△ 575
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 106,735	△ 1,340
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 47,128	△ 54,253
有価証券の売却による収入	10,991	18,723
有価証券の償還による収入	133,265	65,636
金銭の信託の増加による支出	△ 4,095	△ 6,546
金銭の信託の減少による収入	48	139
固定資産の取得による支出	△ 46	△ 1
外部出資の増加による支出	△ 58	△ 14,163
投資活動によるキャッシュ・フロー	92,976	9,535
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 802	△ 802
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 802	△ 802
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (減少額)	△ 14,561	7,391
VI 現金及び現金同等物の期首残高	62,521	55,130
VII 現金及び現金同等物の期末残高	47,960	62,521

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	5,881	5,626
2 剰 余 金 処 分 額	3,271	2,849
(1) 利 益 準 備 金	700	600
(2) 任 意 積 立 金	—	—
経営安定化対策積立金	—	—
特 別 積 立 金	—	—
(3) 出 資 配 当 金	802	802
普通出資に対する配当金	623	623
後配出資に対する配当金	179	179
(4) 事 業 分 量 配 当 金	1,768	1,447
3 次 期 繰 越 剰 余 金	2,610	2,776

(注) 1. 普通出資に対する配当率および後配出資に対する配当率の割合は、次のとおりであります。

令和7年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%

令和6年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりであります。

令和7年度ネット定期貯金平均残高に対して

0.100% 1,366百万円

0.0294% 401百万円 (令和7年度特別措置)

令和6年度ネット定期貯金平均残高に対して

0.100% 1,447百万円

3. 平成26年度より開始した経営安定化対策積立金の、積立目的、積立目標額、積立基準および取崩基準などは次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	当期末残高
経営安定化対策積立金	将来突発的に発生するリスクへの備えとして、当会の決算に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に対応することを目的とする。	5,000	毎事業年度の剰余金処分により積み立てる。	この積立金の取り崩しは、以下に起因する事由が発生した時に、経営管理委員会の議決によって必要と認めた範囲内で相当額を取り崩すものとする。 ①会員に対する配当に影響を及ぼす有価証券などの減損損失および売却損 ②会計変更などの影響に伴う費用処理など、当会の決算に大きな影響を及ぼす損失・支出	4,200

注記表

令和7年度（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

項 目	注 記 事 項				
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。 ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～30年</td> </tr> </table> (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 - 貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。 - 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 - なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。 - a 正常先 - 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。 - b 要注意先 - 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。 - c 破綻懸念先 - 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大いいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）。 - d 実質破綻先 - 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが立たない状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。 - e 破綻先 - 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 ② 賞与引当金 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。 ③ 退職給付引当金 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ④ 役員退職慰労引当金 - 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見込額を計上しております。	建 物	3年～50年	その他	3年～30年
建 物	3年～50年				
その他	3年～30年				

項 目	注 記 事 項																		
1 重要な会計方針にかかるとる事項に関する注記	⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛県 J Aバンクの信用事業の再編・強化を図り、もって J Aバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県 J Aバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。 (9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。 (10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。																		
2 会計上の見積りに関する注記	(1) 貸倒引当金 ① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 683百万円 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。																		
3 貸借対照表に関する注記	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,342百万円であります。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車およびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりであります。 <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>12百万円</td><td>43百万円</td><td>56百万円</td></tr></table> (3) 為替決済の担保として預金60,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券853百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。 (4) 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計18,415百万円含まれております。 (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円であります。 (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は、370百万円であります。 (7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。 (8) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。 (9) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。 <table><tr><td>破産更生債権およびこれらに準ずる債権額</td><td>641 百万円</td></tr><tr><td>危険債権額</td><td>94 百万円</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権額</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権額</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>735 百万円</td></tr></table> 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	12百万円	43百万円	56百万円	破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	641 百万円	危険債権額	94 百万円	三月以上延滞債権額	－ 百万円	貸出条件緩和債権額	－ 百万円	合計額	735 百万円
	1年以内	1年超	合計																
オペレーティング・リース	12百万円	43百万円	56百万円																
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	641 百万円																		
危険債権額	94 百万円																		
三月以上延滞債権額	－ 百万円																		
貸出条件緩和債権額	－ 百万円																		
合計額	735 百万円																		

項 目	注 記 事 項												
3 貸借対照表に関する注記	(10) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、令和7年度末残高はありません。 (11) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は68,532百万円であります。 (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金4,218百万円が含まれております。												
4 損益計算書に関する注記	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td> うち事業取引高</td><td>0 〃</td></tr> <tr> <td> うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 〃</td></tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td><td>285百万円</td></tr> <tr> <td> うち事業取引高</td><td>285 〃</td></tr> <tr> <td> うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 〃</td></tr> </table> (3) 貸出金償却はありません。	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(2) 子会社等との取引による費用総額	285百万円	うち事業取引高	285 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円												
うち事業取引高	0 〃												
うち事業取引以外の取引高	－ 〃												
(2) 子会社等との取引による費用総額	285百万円												
うち事業取引高	285 〃												
うち事業取引以外の取引高	－ 〃												
5 金融商品に関する注記	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のＪＡなどが会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として貸出金（当座貸越契約および貸出コミットメントを含む）、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、債券および投資信託を満期保有目的および純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。 また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べる方法（繰延ヘッジ）を適用しております。 ③ 金融商品にかかるリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。 貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。 有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理担当部署において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。 そのうち金利リスクについては、ＡＬＭにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合ＶａＲにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。 また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。												

項 目	注 記 事 項
5 金融商品に関する注記	(b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 (c) 価格変動リスクの管理 当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。 (e) 市場リスクにかかる定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のV a Rは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）により算出しており、令和8年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で17,039百万円であります。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R計測モデルの妥当性を検証しております。 ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。 c 資金調達にかかる流動性リスクの管理 当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

項 目	注 記 事 項																																																																
5 金融商品に関する注記	(2) 金融商品の時価等に関する事項																																																																
	① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。																																																																
	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>預け金</td><td>900,032 百万円</td><td>897,910 百万円</td><td>△ 2,121 百万円</td></tr><tr><td>金銭の信託</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他の金銭の信託</td><td>51,330 〃</td><td>51,330 〃</td><td>— 〃</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>22,681 〃</td><td>20,114 〃</td><td>△ 2,567 〃</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>403,537 〃</td><td>403,537 〃</td><td>— 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>79,497 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金</td><td>668 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>78,828 〃</td><td>78,022 〃</td><td>△ 806 〃</td></tr><tr><td>資産計</td><td>1,456,411 〃</td><td>1,450,915 〃</td><td>△ 5,495 〃</td></tr><tr><td>貯金</td><td>1,418,442 〃</td><td>1,414,219 〃</td><td>△ 4,222 〃</td></tr><tr><td>負債計</td><td>1,418,442 〃</td><td>1,414,219 〃</td><td>△ 4,222 〃</td></tr><tr><td>デリバティブ取引</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ヘッジ会計が適用されているもの</td><td>(468) 百万円</td><td>(468) 百万円</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>デリバティブ取引計</td><td>(468) 〃</td><td>(468) 〃</td><td>— 〃</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	900,032 百万円	897,910 百万円	△ 2,121 百万円	金銭の信託				その他の金銭の信託	51,330 〃	51,330 〃	— 〃	有価証券				満期保有目的の債券	22,681 〃	20,114 〃	△ 2,567 〃	その他有価証券	403,537 〃	403,537 〃	— 〃	貸出金	79,497 〃			貸倒引当金	668 〃			貸倒引当金控除後	78,828 〃	78,022 〃	△ 806 〃	資産計	1,456,411 〃	1,450,915 〃	△ 5,495 〃	貯金	1,418,442 〃	1,414,219 〃	△ 4,222 〃	負債計	1,418,442 〃	1,414,219 〃	△ 4,222 〃	デリバティブ取引				ヘッジ会計が適用されているもの	(468) 百万円	(468) 百万円	— 百万円	デリバティブ取引計	(468) 〃	(468) 〃	— 〃
		貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																													
	預け金	900,032 百万円	897,910 百万円	△ 2,121 百万円																																																													
	金銭の信託																																																																
	その他の金銭の信託	51,330 〃	51,330 〃	— 〃																																																													
	有価証券																																																																
	満期保有目的の債券	22,681 〃	20,114 〃	△ 2,567 〃																																																													
	その他有価証券	403,537 〃	403,537 〃	— 〃																																																													
貸出金	79,497 〃																																																																
貸倒引当金	668 〃																																																																
貸倒引当金控除後	78,828 〃	78,022 〃	△ 806 〃																																																														
資産計	1,456,411 〃	1,450,915 〃	△ 5,495 〃																																																														
貯金	1,418,442 〃	1,414,219 〃	△ 4,222 〃																																																														
負債計	1,418,442 〃	1,414,219 〃	△ 4,222 〃																																																														
デリバティブ取引																																																																	
ヘッジ会計が適用されているもの	(468) 百万円	(468) 百万円	— 百万円																																																														
デリバティブ取引計	(468) 〃	(468) 〃	— 〃																																																														
(注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いを適用した投資信託が含まれております。 2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金9,901百万円を含めております。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。																																																																	
② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明																																																																	
【資産】																																																																	
a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																																																	
b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。																																																																	
c 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。 市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。 なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いを適用しております。 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。																																																																	
d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。																																																																	
【負債】																																																																	
a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。 また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																																																	

項	目	注	記	事	項																																																							
5	金融商品に関する注記	【デリバティブ取引】																																																										
		デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれております。																																																										
		③ 市場価格のない株式などは次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。																																																										
		<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>非 上 場 株 式</td><td>293百万円</td></tr><tr><td>組 合 出 資 金 等</td><td>90,042百万円</td></tr></table>					貸借対照表計上額	非 上 場 株 式	293百万円	組 合 出 資 金 等	90,042百万円																																																	
			貸借対照表計上額																																																									
		非 上 場 株 式	293百万円																																																									
		組 合 出 資 金 等	90,042百万円																																																									
		(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。																																																										
		2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。																																																										
		④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額																																																										
<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>預け金</td><td>900,032 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債権</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>25,000 〃</td></tr><tr><td>その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>16,064 〃</td><td>23,168 〃</td><td>26,194 〃</td><td>28,233 〃</td><td>7,976 〃</td><td>289,723 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>23,971 〃</td><td>13,732 〃</td><td>13,989 〃</td><td>9,049 〃</td><td>4,378 〃</td><td>13,744 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>940,067 〃</td><td>36,901 〃</td><td>40,183 〃</td><td>37,283 〃</td><td>12,355 〃</td><td>328,467 〃</td></tr></table>					1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	900,032 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券							満期保有目的の債権	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	25,000 〃	その他有価証券のうち満期があるもの	16,064 〃	23,168 〃	26,194 〃	28,233 〃	7,976 〃	289,723 〃	貸出金	23,971 〃	13,732 〃	13,989 〃	9,049 〃	4,378 〃	13,744 〃	合 計	940,067 〃	36,901 〃	40,183 〃	37,283 〃	12,355 〃	328,467 〃								
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																						
預け金	900,032 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																						
有価証券																																																												
満期保有目的の債権	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	25,000 〃																																																						
その他有価証券のうち満期があるもの	16,064 〃	23,168 〃	26,194 〃	28,233 〃	7,976 〃	289,723 〃																																																						
貸出金	23,971 〃	13,732 〃	13,989 〃	9,049 〃	4,378 〃	13,744 〃																																																						
合 計	940,067 〃	36,901 〃	40,183 〃	37,283 〃	12,355 〃	328,467 〃																																																						
(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）8,733百万円については「1年以内」に含めております。																																																												
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等632百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。																																																												
3. 期限のない劣後特約付貸出金4,218百万円については「5年超」に含めております。																																																												
⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額																																																												
<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>貯金</td><td>1,408,458 百万円</td><td>37 百万円</td><td>41 百万円</td><td>3 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>譲渡性貯金</td><td>9,901 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,418,359 〃</td><td>37 〃</td><td>41 〃</td><td>3 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td></tr></table>					1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,408,458 百万円	37 百万円	41 百万円	3 百万円	－ 百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	9,901 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	合 計	1,418,359 〃	37 〃	41 〃	3 〃	－ 〃	－ 〃																													
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																						
貯金	1,408,458 百万円	37 百万円	41 百万円	3 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																						
譲渡性貯金	9,901 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																						
合 計	1,418,359 〃	37 〃	41 〃	3 〃	－ 〃	－ 〃																																																						
(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。																																																												
6	有価証券に関する注記	(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。																																																										
		① 満期保有目的の債券																																																										
		満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。																																																										
		<table><tr><th></th><th>種 類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td rowspan="2">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td><td>国債</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>小計</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td rowspan="2">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td><td>国債</td><td>22,681 百万円</td><td>20,114 百万円</td><td>△ 2,567 百万円</td></tr><tr><td>小計</td><td>22,681 〃</td><td>20,114 〃</td><td>△ 2,567 〃</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>22,681 〃</td><td>20,114 〃</td><td>△ 2,567 〃</td></tr></table>					種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	小計	－ 〃	－ 〃	－ 〃	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	22,681 百万円	20,114 百万円	△ 2,567 百万円	小計	22,681 〃	20,114 〃	△ 2,567 〃	合 計		22,681 〃	20,114 〃	△ 2,567 〃																											
			種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																						
		時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																						
			小計	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																						
		時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	22,681 百万円	20,114 百万円	△ 2,567 百万円																																																						
			小計	22,681 〃	20,114 〃	△ 2,567 〃																																																						
		合 計		22,681 〃	20,114 〃	△ 2,567 〃																																																						
② その他有価証券																																																												
その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。																																																												
<table><tr><th></th><th>種 類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差 額</th></tr><tr><td rowspan="4">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td><td>債券</td><td>25,028 百万円</td><td>17,885 百万円</td><td>7,143 百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>25,028 〃</td><td>17,885 〃</td><td>7,143 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>189,541 〃</td><td>157,414 〃</td><td>32,126 〃</td></tr><tr><td>小計</td><td>214,570 〃</td><td>175,299 〃</td><td>39,270 〃</td></tr><tr><td rowspan="6">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td>債 券</td><td>66,658 百万円</td><td>75,957 百万円</td><td>△ 9,298 百万円</td></tr><tr><td>国 債</td><td>42,658 〃</td><td>50,029 〃</td><td>△ 7,371 〃</td></tr><tr><td>地方債</td><td>2,447 〃</td><td>2,588 〃</td><td>△ 140 〃</td></tr><tr><td>社 債</td><td>7,820 〃</td><td>8,339 〃</td><td>△ 519 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>13,732 〃</td><td>15,000 〃</td><td>△ 1,267 〃</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>122,308 〃</td><td>131,745 〃</td><td>△ 9,436 〃</td></tr><tr><td colspan="2">小 計</td><td>188,967 〃</td><td>207,702 〃</td><td>△ 18,735 〃</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>403,537 〃</td><td>383,002 〃</td><td>20,535 〃</td></tr></table>					種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	25,028 百万円	17,885 百万円	7,143 百万円	その他	25,028 〃	17,885 〃	7,143 〃	その他	189,541 〃	157,414 〃	32,126 〃	小計	214,570 〃	175,299 〃	39,270 〃	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	66,658 百万円	75,957 百万円	△ 9,298 百万円	国 債	42,658 〃	50,029 〃	△ 7,371 〃	地方債	2,447 〃	2,588 〃	△ 140 〃	社 債	7,820 〃	8,339 〃	△ 519 〃	その他	13,732 〃	15,000 〃	△ 1,267 〃	そ の 他	122,308 〃	131,745 〃	△ 9,436 〃	小 計		188,967 〃	207,702 〃	△ 18,735 〃	合 計		403,537 〃	383,002 〃	20,535 〃
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額																																																								
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	25,028 百万円	17,885 百万円	7,143 百万円																																																								
	その他	25,028 〃	17,885 〃	7,143 〃																																																								
	その他	189,541 〃	157,414 〃	32,126 〃																																																								
	小計	214,570 〃	175,299 〃	39,270 〃																																																								
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	66,658 百万円	75,957 百万円	△ 9,298 百万円																																																								
	国 債	42,658 〃	50,029 〃	△ 7,371 〃																																																								
	地方債	2,447 〃	2,588 〃	△ 140 〃																																																								
	社 債	7,820 〃	8,339 〃	△ 519 〃																																																								
	その他	13,732 〃	15,000 〃	△ 1,267 〃																																																								
	そ の 他	122,308 〃	131,745 〃	△ 9,436 〃																																																								
小 計		188,967 〃	207,702 〃	△ 18,735 〃																																																								
合 計		403,537 〃	383,002 〃	20,535 〃																																																								
(注) 上記差額合計から繰延税金負債5,831百万円を差し引いた金額14,703百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。																																																												

項 目	注 記 事 項																
6 有価証券に関する注記	(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。 (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。 <table><tr><td></td><td>売 却 額</td><td>売 却 益</td><td>売 却 損</td></tr><tr><td>債 券</td><td>9,928百万円</td><td>2,189百万円</td><td>999百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>2,004百万円</td><td>4百万円</td><td>一百万円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>11,932 〃</td><td>2,194 〃</td><td>999 〃</td></tr></table>		売 却 額	売 却 益	売 却 損	債 券	9,928百万円	2,189百万円	999百万円	その他	2,004百万円	4百万円	一百万円	合 計	11,932 〃	2,194 〃	999 〃
	売 却 額	売 却 益	売 却 損														
債 券	9,928百万円	2,189百万円	999百万円														
その他	2,004百万円	4百万円	一百万円														
合 計	11,932 〃	2,194 〃	999 〃														
7 金銭の信託に関する注記	金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりであります。 <table><tr><td></td><td>貸借対照表 計上額</td><td>取得原価</td><td>差 額</td><td>うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの</td><td>うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの</td></tr><tr><td>その他の 金銭の信託</td><td>51,330百万円</td><td>49,564百万円</td><td>1,766百万円</td><td>2,798百万円</td><td>1,031百万円</td></tr></table> (注) 1.上記差額合計から繰延税金負債501百万円を差し引いた金額1,264百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	その他の 金銭の信託	51,330百万円	49,564百万円	1,766百万円	2,798百万円	1,031百万円				
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの												
その他の 金銭の信託	51,330百万円	49,564百万円	1,766百万円	2,798百万円	1,031百万円												
8 退職給付に関する注記	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。 なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。 ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table><tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>657百万円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>77 〃</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△89 〃</td></tr><tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>645 〃</td></tr></table> ③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table><tr><td>退職給付債務</td><td>645百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>645百万円</td></tr></table> ④ 退職給付に関する損益 <table><tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>77百万円</td></tr></table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、12百万円となっております。 また、存続組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、76百万円となっております。	期首における退職給付引当金	657百万円	退職給付費用	77 〃	退職給付の支払額	△89 〃	期末における退職給付引当金	645 〃	退職給付債務	645百万円	退職給付引当金	645百万円	簡便法で計算した退職給付費用	77百万円		
期首における退職給付引当金	657百万円																
退職給付費用	77 〃																
退職給付の支払額	△89 〃																
期末における退職給付引当金	645 〃																
退職給付債務	645百万円																
退職給付引当金	645百万円																
簡便法で計算した退職給付費用	77百万円																

項 目	注 記 事 項		
9 税効果会計に関する注記	(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等		
	繰延税金資産		
	貸倒引当金超過額	90	百万円
	退職給付引当金超過額	183	〃
	賞与引当金超過額	17	〃
	相互援助積立金超過額	783	〃
	未払事業税	34	〃
	役員退職慰労引当金超過額	9	〃
	支払奨励金の未払利息	168	〃
	繰延ヘッジ損益	525	〃
	その他	30	〃
	繰延税金資産小計	1,842	〃
	評価性引当額	△876	〃
	繰延税金資産合計 (A)	966	〃
	繰延税金負債		
	その他有価証券評価差額金	△6,333	百万円
	外債未収利息	△12	〃
	繰延税金負債合計 (B)	△6,345	〃
	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△5,379	〃
	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		
	法定実効税率 (調整)	27.7	%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2	〃
	事業分量配当金	△13.4	〃
	評価性引当額の増減	0.4	〃
その他	△0.0	〃	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.9	〃	
10 持分法損益等に関する注記	関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりであります。		
	関連法人等に対する投資の金額	60	百万円
	持分法を適用した場合の投資の金額	221	〃
	持分法を適用した場合の投資損失の金額	△5	〃
11 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。		

注記表

令和6年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

項 目	注 記 事 項				
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。 ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～15年</td> </tr> </table> (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。 - a 正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。 - b 要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。 - c 破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）。 - d 実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不確実な状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。 - e 破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 ② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。 ③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。	建 物	3年～50年	その他	3年～15年
建 物	3年～50年				
その他	3年～15年				

項 目	注 記 事 項																		
1 重要な会計方針にかかると注記に関する注記	⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛県 J Aバンクの信用事業の再編・強化を図り、もって J Aバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県 J Aバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。 (9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。 (10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。																		
2 会計上の見積りに関する注記	(1) 貸倒引当金 ① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 705百万円 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。																		
3 貸借対照表に関する注記	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,323百万円であります。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として営業店システム端末機があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりであります。 <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>11百万円</td><td>52百万円</td><td>63百万円</td></tr></table> (3) 為替決済の担保として預金60,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券700百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。 (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円であります。 (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、409百万円であります。 (6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。 (7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。 (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。 <table><tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td><td>634 百万円</td></tr><tr><td>危険債権額</td><td>79 百万円</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>713 百万円</td></tr></table> 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 (9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、令和6年度末残高はありません。		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	11百万円	52百万円	63百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	634 百万円	危険債権額	79 百万円	三月以上延滞債権額	— 百万円	貸出条件緩和債権額	— 百万円	合計額	713 百万円
	1年以内	1年超	合計																
オペレーティング・リース	11百万円	52百万円	63百万円																
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	634 百万円																		
危険債権額	79 百万円																		
三月以上延滞債権額	— 百万円																		
貸出条件緩和債権額	— 百万円																		
合計額	713 百万円																		

項 目	注 記 事 項
3 貸借対照表に関する注記	(10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は71,708百万円であります。 (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金4,218百万円が含まれております。
4 損益計算書に関する注記	(1) 子会社等との取引による収益総額 0百万円 うち事業取引高 0 〃 うち事業取引以外の取引高 ー 〃 (2) 子会社等との取引による費用総額 286百万円 うち事業取引高 286 〃 うち事業取引以外の取引高 ー 〃 (3) 貸出金償却はありません。
5 金融商品に関する注記	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のＪＡなどが会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として貸出金（当座貸越契約および貸出コミットメントを含む）、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、債券および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。 また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べる方法（繰延ヘッジ）を適用しております。 ③ 金融商品にかかるリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。 貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。 有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理担当部署において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。 そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。 また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。

項 目	注 記 事 項
5 金融商品に関する注記	(b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 (c) 価格変動リスクの管理 当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。 (e) 市場リスクにかかる定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で17,880百万円であります。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。 c 資金調達にかかる流動性リスクの管理 当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

項 目	注 記 事 項																																																												
5 金融商品に関する注記	(2) 金融商品の時価等に関する事項																																																												
	① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式などについては、次表には含めず③に記載しております。																																																												
	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>預け金</td><td>874,155 百万円</td><td>872,609 百万円</td><td>△1,545 百万円</td></tr><tr><td>金銭の信託</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他の金銭の信託</td><td>47,669 〃</td><td>47,669 〃</td><td>— 〃</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券</td><td>516,195 〃</td><td>516,195 〃</td><td>— 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>89,736 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金</td><td>696 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金控除後</td><td>89,040 〃</td><td>88,644 〃</td><td>△ 395 〃</td></tr><tr><td>資産計</td><td>1,527,060 〃</td><td>1,525,119 〃</td><td>△1,941 〃</td></tr><tr><td>貯金</td><td>1,494,424 〃</td><td>1,491,333 〃</td><td>△3,091 〃</td></tr><tr><td>負債計</td><td>1,494,424 〃</td><td>1,491,333 〃</td><td>△3,091 〃</td></tr><tr><td>デリバティブ取引</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ヘッジ会計が適用されているもの</td><td>88 百万円</td><td>88 百万円</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>デリバティブ取引計</td><td>88 〃</td><td>88 〃</td><td>— 〃</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	874,155 百万円	872,609 百万円	△1,545 百万円	金銭の信託				その他の金銭の信託	47,669 〃	47,669 〃	— 〃	有価証券				その他有価証券	516,195 〃	516,195 〃	— 〃	貸出金	89,736 〃			貸倒引当金	696 〃			貸倒引当金控除後	89,040 〃	88,644 〃	△ 395 〃	資産計	1,527,060 〃	1,525,119 〃	△1,941 〃	貯金	1,494,424 〃	1,491,333 〃	△3,091 〃	負債計	1,494,424 〃	1,491,333 〃	△3,091 〃	デリバティブ取引				ヘッジ会計が適用されているもの	88 百万円	88 百万円	— 百万円	デリバティブ取引計	88 〃	88 〃	— 〃
		貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																									
	預け金	874,155 百万円	872,609 百万円	△1,545 百万円																																																									
	金銭の信託																																																												
	その他の金銭の信託	47,669 〃	47,669 〃	— 〃																																																									
	有価証券																																																												
	その他有価証券	516,195 〃	516,195 〃	— 〃																																																									
	貸出金	89,736 〃																																																											
貸倒引当金	696 〃																																																												
貸倒引当金控除後	89,040 〃	88,644 〃	△ 395 〃																																																										
資産計	1,527,060 〃	1,525,119 〃	△1,941 〃																																																										
貯金	1,494,424 〃	1,491,333 〃	△3,091 〃																																																										
負債計	1,494,424 〃	1,491,333 〃	△3,091 〃																																																										
デリバティブ取引																																																													
ヘッジ会計が適用されているもの	88 百万円	88 百万円	— 百万円																																																										
デリバティブ取引計	88 〃	88 〃	— 〃																																																										
(注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いを適用した投資信託が含まれております。 2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金23,440百万円を含めております。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。																																																													
② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明																																																													
【資産】																																																													
a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																																													
b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。																																																													
c 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。 市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。 なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いを適用しております。 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。																																																													
d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。																																																													
【負債】																																																													
a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてしております。 また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																																													

項 目	注 記 事 項																																																								
5 金融商品に関する注記	【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれております。																																																								
	③ 市場価格のない株式などは次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。																																																								
	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>非 上 場 株 式</td><td>235百万円</td></tr><tr><td>組 合 出 資 金 等</td><td>90,042百万円</td></tr></table>		貸借対照表計上額	非 上 場 株 式	235百万円	組 合 出 資 金 等	90,042百万円																																																		
		貸借対照表計上額																																																							
	非 上 場 株 式	235百万円																																																							
	組 合 出 資 金 等	90,042百万円																																																							
	(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。 2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。																																																								
	④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額																																																								
	<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>預け金</td><td>874,155百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>29,255 〃</td><td>41,174 〃</td><td>34,683 〃</td><td>25,899 〃</td><td>25,160 〃</td><td>341,371 〃</td></tr><tr><td> その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>29,255 〃</td><td>41,174 〃</td><td>34,683 〃</td><td>25,899 〃</td><td>25,160 〃</td><td>341,371 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>33,561 〃</td><td>13,866 〃</td><td>9,811 〃</td><td>9,881 〃</td><td>8,187 〃</td><td>14,427 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>936,972 〃</td><td>55,040 〃</td><td>44,494 〃</td><td>35,781 〃</td><td>33,348 〃</td><td>355,798 〃</td></tr></table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	874,155百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券	29,255 〃	41,174 〃	34,683 〃	25,899 〃	25,160 〃	341,371 〃	その他有価証券のうち満期があるもの	29,255 〃	41,174 〃	34,683 〃	25,899 〃	25,160 〃	341,371 〃	貸出金	33,561 〃	13,866 〃	9,811 〃	9,881 〃	8,187 〃	14,427 〃	合 計	936,972 〃	55,040 〃	44,494 〃	35,781 〃	33,348 〃	355,798 〃														
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																		
預け金	874,155百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																			
有価証券	29,255 〃	41,174 〃	34,683 〃	25,899 〃	25,160 〃	341,371 〃																																																			
その他有価証券のうち満期があるもの	29,255 〃	41,174 〃	34,683 〃	25,899 〃	25,160 〃	341,371 〃																																																			
貸出金	33,561 〃	13,866 〃	9,811 〃	9,881 〃	8,187 〃	14,427 〃																																																			
合 計	936,972 〃	55,040 〃	44,494 〃	35,781 〃	33,348 〃	355,798 〃																																																			
(注) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）16,597百万円については「1年以内」に含めております。 また、期限のない劣後特約貸出金4,218百万円については「5年超」に含めております。																																																									
⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額																																																									
<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>貯金</td><td>1,470,865百万円</td><td>31 百万円</td><td>28 百万円</td><td>4 百万円</td><td>54 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>譲渡性貯金</td><td>23,440 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,494,306 〃</td><td>31 〃</td><td>28 〃</td><td>4 〃</td><td>54 〃</td><td>－ 〃</td></tr></table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,470,865百万円	31 百万円	28 百万円	4 百万円	54 百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	23,440 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	合 計	1,494,306 〃	31 〃	28 〃	4 〃	54 〃	－ 〃																													
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																			
貯金	1,470,865百万円	31 百万円	28 百万円	4 百万円	54 百万円	－ 百万円																																																			
譲渡性貯金	23,440 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																			
合 計	1,494,306 〃	31 〃	28 〃	4 〃	54 〃	－ 〃																																																			
(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。																																																									
6 有価証券に関する注記	(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。 その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。																																																								
	<table><tr><th></th><th>種 類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差 額</th></tr><tr><td rowspan="4">貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの</td><td>債券</td><td>28,314 百万円</td><td>20,794 百万円</td><td>7,520 百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>28,314 〃</td><td>20,794 〃</td><td>7,520 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>214,321 〃</td><td>183,427 〃</td><td>30,893 〃</td></tr><tr><td>小計</td><td>242,636 〃</td><td>204,222 〃</td><td>38,413 〃</td></tr><tr><td rowspan="7">貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの</td><td>債 券</td><td>68,912 百万円</td><td>72,598 百万円</td><td>△ 3,686 百万円</td></tr><tr><td> 国 債</td><td>41,625 〃</td><td>44,226 〃</td><td>△ 2,601 〃</td></tr><tr><td> 地方債</td><td>825 〃</td><td>829 〃</td><td>△ 4 〃</td></tr><tr><td> 社 債</td><td>8,276 〃</td><td>8,581 〃</td><td>△ 304 〃</td></tr><tr><td> その他</td><td>18,185 〃</td><td>18,961 〃</td><td>△ 776 〃</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>204,646 〃</td><td>224,751 〃</td><td>△ 20,105 〃</td></tr><tr><td>小 計</td><td>273,559 〃</td><td>297,350 〃</td><td>△ 23,791 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>516,195 〃</td><td>501,572 〃</td><td>14,622 〃</td></tr></table>		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	28,314 百万円	20,794 百万円	7,520 百万円	その他	28,314 〃	20,794 〃	7,520 〃	その他	214,321 〃	183,427 〃	30,893 〃	小計	242,636 〃	204,222 〃	38,413 〃	貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債 券	68,912 百万円	72,598 百万円	△ 3,686 百万円	国 債	41,625 〃	44,226 〃	△ 2,601 〃	地方債	825 〃	829 〃	△ 4 〃	社 債	8,276 〃	8,581 〃	△ 304 〃	その他	18,185 〃	18,961 〃	△ 776 〃	そ の 他	204,646 〃	224,751 〃	△ 20,105 〃	小 計	273,559 〃	297,350 〃	△ 23,791 〃	合 計		516,195 〃	501,572 〃	14,622 〃
		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額																																																				
	貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	28,314 百万円	20,794 百万円	7,520 百万円																																																				
		その他	28,314 〃	20,794 〃	7,520 〃																																																				
		その他	214,321 〃	183,427 〃	30,893 〃																																																				
		小計	242,636 〃	204,222 〃	38,413 〃																																																				
	貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債 券	68,912 百万円	72,598 百万円	△ 3,686 百万円																																																				
		国 債	41,625 〃	44,226 〃	△ 2,601 〃																																																				
		地方債	825 〃	829 〃	△ 4 〃																																																				
社 債		8,276 〃	8,581 〃	△ 304 〃																																																					
その他		18,185 〃	18,961 〃	△ 776 〃																																																					
そ の 他		204,646 〃	224,751 〃	△ 20,105 〃																																																					
小 計		273,559 〃	297,350 〃	△ 23,791 〃																																																					
合 計		516,195 〃	501,572 〃	14,622 〃																																																					
(注) 上記差額合計から繰延税金負債4,152百万円を差し引いた金額10,469百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。																																																									
(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。																																																									
<table><tr><th></th><th>売 却 額</th><th>売 却 益</th><th>売 却 損</th></tr><tr><td>債 券</td><td>16,555百万円</td><td>3,984百万円</td><td>2,129百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>4,200百万円</td><td>168百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>20,756 〃</td><td>4,152 〃</td><td>2,129 〃</td></tr></table>		売 却 額	売 却 益	売 却 損	債 券	16,555百万円	3,984百万円	2,129百万円	その他	4,200百万円	168百万円	－ 百万円	合 計	20,756 〃	4,152 〃	2,129 〃																																									
	売 却 額	売 却 益	売 却 損																																																						
債 券	16,555百万円	3,984百万円	2,129百万円																																																						
その他	4,200百万円	168百万円	－ 百万円																																																						
合 計	20,756 〃	4,152 〃	2,129 〃																																																						

項 目	注 記 事 項														
7 金銭の信託に関する注記	金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりであります。 <table><tr><th></th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th><th>うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの</th><th>うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの</th></tr><tr><td>その他の 金銭の信託</td><td>47,669百万円</td><td>45,541百万円</td><td>2,127百万円</td><td>2,699百万円</td><td>571百万円</td></tr></table> (注) 1.上記差額合計から繰延税金負債604百万円を差し引いた金額1,523百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	その他の 金銭の信託	47,669百万円	45,541百万円	2,127百万円	2,699百万円	571百万円		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの										
その他の 金銭の信託	47,669百万円	45,541百万円	2,127百万円	2,699百万円	571百万円										
8 退職給付に関する注記	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。 なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。 ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table><tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>633百万円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>56 〳</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△32 〳</td></tr><tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>657 〳</td></tr></table> ③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table><tr><td>退職給付債務</td><td>657百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>657百万円</td></tr></table> ④ 退職給付に関する損益 <table><tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>56百万円</td></tr></table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、12百万円となっております。 また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、88百万円となっております。	期首における退職給付引当金	633百万円	退職給付費用	56 〳	退職給付の支払額	△32 〳	期末における退職給付引当金	657 〳	退職給付債務	657百万円	退職給付引当金	657百万円	簡便法で計算した退職給付費用	56百万円
期首における退職給付引当金	633百万円														
退職給付費用	56 〳														
退職給付の支払額	△32 〳														
期末における退職給付引当金	657 〳														
退職給付債務	657百万円														
退職給付引当金	657百万円														
簡便法で計算した退職給付費用	56百万円														

項 目	注 記 事 項	
9 税効果会計に関する注記	(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等	
	繰延税金資産	
	貸倒引当金超過額	89 百万円
	退職給付引当金超過額	186 〃
	賞与引当金超過額	17 〃
	相互援助積立金超過額	767 〃
	未払事業税	37 〃
	役員退職慰労引当金超過額	12 〃
	支払奨励金の未払利息	168 〃
	繰延ヘッジ損益	609 〃
繰延税金資産小計	24 〃	
繰延税金資産小計	1,912 〃	
評価性引当額	△859 〃	
繰延税金資産合計 (A)	1,052 〃	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△4,757 百万円	
外債未収利息	△12 〃	
繰延税金負債合計 (B)	△4,769 〃	
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△3,716 〃	
	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
	法定実効税率 (調整)	27.7 %
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0 〃
	事業分量配当金	△11.3 〃
	評価性引当額の増減	0.1 〃
	その他	△0.1 〃
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.8 〃
	(3) 税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債への影響額	
	「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日に開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.7%から28.4%に変更されました。その結果、繰延税金負債が96百万円、繰延ヘッジ損益が15百万円増加し、その他有価証券評価差額金が117百万円、法人税等調整額が5百万円減少しています。	
10 持分法損益等に関する注記	関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりであります。	
	関連法人等に対する投資の金額	60 百万円
	持分法を適用した場合の投資の金額	227 〃
	持分法を適用した場合の投資損失の金額	16 〃
11 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。	

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
経 常 収 益	17,873	16,959	18,687	18,150	16,775
経 常 利 益	3,648	3,544	3,590	4,266	4,750
当 期 剰 余 金	3,105	2,950	3,090	3,737	4,082
出 資 金 (出 資 口 数)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)
純 資 産 額	123,185	118,142	119,955	106,433	115,282
総 資 産 額	1,556,232	1,625,566	1,721,309	1,746,397	1,808,759
貯 金 等 残 高	1,418,442	1,494,424	1,585,506	1,629,348	1,674,847
貸 出 金 残 高	79,497	89,736	115,619	96,785	93,526
有 価 証 券 残 高	426,219	516,195	548,458	608,615	622,431
剰 余 金 配 当 金 額	2,571	2,249	2,547	2,685	2,722
普通出資配当額	623	623	623	623	623
後配出資配当額	179	179	179	179	179
事業分量配当額	1,768	1,447	1,744	1,882	1,920
職 員 数	129	131	137	132	132
単 体 自 己 資 本 比 率	17.57	17.72	17.65	17.15	16.65

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	4,431	3,287	1,144
役 務 取 引 等 収 支	△ 150	△ 121	△ 29
そ の 他 事 業 収 支	981	1,771	△ 790
事 業 粗 利 益	5,262	4,937	324
(事 業 粗 利 益 率)	(0.37)	(0.33)	(0.04)

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用) 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
事 業 純 益	3,234	2,993	241
実 質 事 業 純 益	3,234	2,993	241
コ ア 事 業 純 益	2,043	1,138	905
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	2,550	1,220	1,330

(注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益であります。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,403,754	13,804	0.983	1,503,364	10,993	0.731
うち 預 け 金	914,374	7,860	0.860	907,740	5,589	0.616
うち 有 価 証 券	415,540	5,392	1.298	509,373	5,001	0.982
うち 貸 出 金	73,442	547	0.746	85,841	399	0.465
資 金 調 達 勘 定	1,390,760	9,372	0.674	1,481,886	7,705	0.520
うち 貯 金・定 積	1,413,226	9,637	0.682	1,498,250	7,909	0.528
うち 譲 渡 性 貯 金	23,643	51	0.218	23,826	19	0.080
うち 借 用 金	886	—	0.000	2,577	—	0.000
経 費	2,028			1,944		
資 金 調 達 原 価 率	—		0.820	—		0.651
総 資 金 利 ざ や	—		0.163	—		0.080

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用＋経費－金銭の信託運用見合費用) ÷ (資金調達勘定平均残高－金銭の信託運用見合額) × 100
 資金調達費用＝貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息
 ＋その他支払利息(支払雑利息等)
 資金調達勘定平均残高＝貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれております。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれております。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しております。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和7年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	2,810	△ 587
うち 預 け 金	2,270	1,011
うち 有 価 証 券	391	△ 1,075
うち 貸 出 金	148	△ 522
支 払 利 息	1,666	△ 124
うち 貯 金・定 積	1,728	△ 100
うち 譲 渡 性 貯 金	32	15
うち 借 用 金	—	—
差 引	1,144	△ 462

- (注) 1. 増減額は前年度対比であります。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれております。
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれております。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額であります。

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
流 動 性 貯 金	31,409 (2.2)	32,319 (2.1)	△ 910
定 期 性 貯 金	1,381,591 (96.2)	1,465,716 (96.3)	△ 84,125
そ の 他 の 貯 金	225 (0.0)	213 (0.0)	11
計	1,413,226 (98.4)	1,498,250 (98.4)	△ 85,023
譲 渡 性 貯 金	23,643 (1.6)	23,826 (1.6)	△ 183
合 計	1,436,870 (100.0)	1,522,077 (100.0)	△ 85,206

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比であります。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
定 期 貯 金	1,358,574 (100.0)	1,436,748 (100.0)	△ 78,173
うち固定金利定期	1,358,574 (100.0)	1,436,748 (100.0)	△ 78,173
うち変動金利定期	0 (0.0)	0 (0.0)	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比であります。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
手 形 貸 付	285	452	△ 167
証 書 貸 付	51,679	52,442	△ 763
当 座 貸 越	1,750	4,315	△ 2,564
金 融 機 関 貸 付	19,727	28,630	△ 8,903
割 引 手 形	—	—	—
合 計	73,442	85,841	△ 12,398

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
固 定 金 利 貸 出	51,833 (65.2)	48,549 (54.1)	3,283
変 動 金 利 貸 出	27,664 (34.8)	41,187 (45.9)	△ 13,522
合 計	79,497 (100.0)	89,736 (100.0)	△ 10,238

- (注) () 内は構成比であります。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
貯金・定期積金等	8,843	16,712	△ 7,868
有 価 証 券	—	—	—
動 産	20	22	△ 1
不 動 産	114	82	31
そ の 他 担 保 物	—	3,631	△ 3,631
小 計	8,977	20,449	△ 11,471
農業信用基金協会保証	339	268	71
そ の 他 保 証	447	553	△ 105
小 計	787	821	△ 34
信 用	69,732	68,465	1,267
合 計	79,497	89,736	△ 10,238

債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	221	205	16
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	221	205	16
信 用	155	165	△ 9
合 計	377	370	6

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
設 備 資 金	5,075 (6.4)	9,331 (10.4)	△ 4,255
運 転 資 金	74,422 (93.6)	80,405 (89.6)	△ 5,983
合 計	79,497 (100.0)	89,736 (100.0)	△ 10,238

(注) () 内は構成比であります。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
農 業	534 (0.7)	515 (0.6)	18
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	3,559 (4.5)	3,198 (3.6)	361
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	217 (0.3)	111 (0.1)	106
電気・ガス・熱供給・水道業	445 (0.6)	493 (0.5)	△ 47
運 輸 ・ 通 信 業	918 (1.2)	4,801 (5.4)	△ 3,882
卸売・小売・飲食業	1,786 (2.2)	2,237 (2.5)	△ 450
金 融 ・ 保 険 業	31,461 (39.6)	38,060 (42.4)	△ 6,599
不 動 産 業	2,538 (3.2)	2,493 (2.8)	45
サ ー ビ ス 業	7,435 (9.4)	8,507 (9.5)	△ 1,071
地 方 公 共 団 体	24,171 (30.4)	21,781 (24.3)	2,389
そ の 他	6,429 (8.1)	7,537 (8.4)	△ 1,107
合 計	79,497 (100.0)	89,736 (100.0)	△ 10,238

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)であります。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
農 業	502	462	39
穀 作	28	37	△ 8
野 菜 ・ 園 芸	78	95	△ 17
果樹・樹園農業	111	131	△ 20
工 芸 作 物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	45	44	1
養 鶏 ・ 鶏 卵	154	85	69
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	83	68	15
農業関連団体等	988	1,136	△ 147
合 計	1,490	1,599	△ 108

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体などに対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金などが該当いたします。
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人などに対する貸出金の残高であります。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者などが含まれております。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社などが含まれております。

②資金種別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,190	1,273	△ 83
農 業 制 度 資 金	300	325	△ 25
農業近代化資金	300	325	△ 25
その他制度資金	—	—	—
合 計	1,490	1,599	△ 108

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給などを行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としております。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当いたします。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	3,837	3,766	70
そ の 他	0	2	△ 1
合 計	3,838	3,768	69

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

受託貸付金残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
(株)日本政策金融公庫 農 林 水 産 事 業	3,837	3,766	70
(株)日本政策金融公庫 国 民 生 活 事 業	16	19	△ 2
(独)住宅金融支援機構	1,004	1,178	△ 173
(独)福祉医療機構	—	0	0
農 業 改 良 資 金	—	—	—
就 農 支 援 資 金	0	2	△ 1
合 計	4,859	4,965	△ 106

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和7年度	641	—	—	641	641
	令和6年度	634	—	—	634	634
危 険 債 権	令和7年度	94	11	71	6	89
	令和6年度	79	0	71	6	77
要 管 理 債 権	令和7年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和7年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和7年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
小 計	令和7年度	735	11	71	647	730
	令和6年度	713	0	71	640	712
正 常 債 権	令和7年度	79,229				
	令和6年度	89,447				
合 計	令和7年度	79,964				
	令和6年度	90,161				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決を行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして(注)1.2.3.4.5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 7 年 度					令 和 6 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	65	36	—	65	36	83	65	—	83	65
個別貸倒引当金	640	647	—	640	647	633	640	—	633	640
合 計	705	683	—	705	683	716	705	—	716	705

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示することとしておりますが、令和7年度および令和6年度においては発生していません。

有価証券等に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
国 債	61,478	18,348	43,129
地 方 債	1,523	941	582
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	8,448	9,333	△ 885
株 式	—	—	—
外 国 証 券	33,779	40,023	△ 6,244
受 益 証 券	310,310	440,725	△ 130,414
投 資 証 券	—	—	—
合 計	415,540	509,373	△ 93,832

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 7 年度								
国 債	—	—	—	—	3,539	61,800	—	65,339
地 方 債	—	—	520	—	1,598	329	—	2,447
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	1,897	—	—	5,922	—	7,820
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	9,567	10,988	—	4,473	13,732	—	—	38,761
受 益 証 券	9,702	41,748	33,647	37,239	61,138	107,071	21,302	311,850
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
計	19,269	52,736	36,065	41,712	80,008	175,123	21,302	426,219
令和 6 年度								
国 債	—	—	—	—	—	41,625	—	41,625
地 方 債	—	—	374	—	78	372	—	825
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	1,931	—	6,345	—	8,276
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	9,431	18,883	—	1,545	16,640	—	—	46,500
受 益 証 券	22,317	61,921	50,647	27,790	73,022	162,679	20,590	418,968
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
計	31,748	80,804	51,021	31,267	89,740	211,022	20,590	516,195

(注 1) 残高は、簿価（貸借対照表価額）とする。

(注 2) 地方債のうち愛媛県債および社債のうち住宅金融支援機構は、定時償還を考慮しない。

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		令和 7 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	22,681	20,114	△2,567	—	—	—
	国 債	22,681	20,114	△2,567	—	—	—
	小 計	22,681	20,114	△2,567	—	—	—
合 計		22,681	20,114	△2,567	—	—	—

(注) 満期保有目的の有価証券については、取得価額を貸借対照表価額としております。

③その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		令和 7 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	214,570	175,299	39,270	242,636	204,222	38,413
	外 国 証 券	25,028	17,885	7,143	28,314	20,794	7,520
	そ の 他 の 証 券	189,541	157,414	32,126	214,321	183,427	30,893
	小 計	214,570	175,299	39,270	242,636	204,222	38,413
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	52,926	60,957	△8,030	50,727	53,636	△2,909
	国 債	42,658	50,029	△7,371	41,625	44,226	△2,601
	地 方 債	2,447	2,588	△140	825	829	△3
	社 債	7,820	8,339	△519	8,276	8,581	△304
	そ の 他	136,041	146,745	△10,704	222,831	243,713	△20,881
	外 国 証 券	13,732	15,000	△1,267	18,185	18,961	△776
	そ の 他 の 証 券	122,308	131,745	△9,436	204,646	224,751	△20,105
	小 計	188,967	207,702	△18,735	273,559	297,350	△23,791
合 計		403,537	383,002	20,535	516,195	501,572	14,622

金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託
該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託
該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和 7 年度					令和 6 年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	51,330	49,564	1,766	2,798	△1,031	47,669	45,541	2,127	2,699	△ 571

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引等

①金利関連取引
該当する取引はありません。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和 7 年度			令和 6 年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売 建	20,221	20,689	△ 468	18,501	18,412	88
		買 建	—	—	—	—	—	—
	為替オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	計		20,221	20,689	△ 468	18,501	18,412	88

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されております。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③株式関連取引
該当する取引はありません。

④債券関連取引
該当する取引はありません。

経営諸指標

利益率

(単位：%)

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
総資産経常利益率	0.24	0.22	0.02
純資産経常利益率	3.42	3.31	0.11
総資産当期純利益率	0.20	0.18	0.02
純資産当期純利益率	2.91	2.76	0.15

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	5.6	6.0	△ 0.4
	期中平均	5.1	5.6	△ 0.5
貯 証 率	期 末	30.0	34.5	△ 4.5
	期中平均	28.9	33.5	△ 4.6

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100



自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、17.57%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資および後配出資により調達しております。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	230億円（前年度 230億円）

後配出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	199億円（前年度 199億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加およびオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	105,970	105,436
うち、出資金及び資本準備金の額	43,010	43,010
うち、再評価積立金の額	3	3
うち、利益剰余金の額	65,527	64,672
うち、外部流出予定額(△)	2,571	2,249
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,794	2,765
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	2,794	2,765
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	108,764	108,202
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	52	41
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	52	41
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	52	41
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	108,712	108,161
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	607,395	599,102
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,074	11,208
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	618,469	610,311
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.57%	17.72%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しております。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	令和7年度			令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,179	-	-	3,618	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	77,587	-	-	47,621	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,020	-	-	24,935	-	-
我が国の地方公共団体向け	28,291	-	-	22,611	-	-
我が国の政府関係機関向け	3,141	314	12	3,382	338	13
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	950,192	191,659	7,666	906,135	180,968	7,238
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20,441	5,932	237	2,012	403	16
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	50,405	19,732	789	50,217	19,294	771
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,028	1,739	69	6,572	5,587	223
（うちトラザクター向け）	0	0	0	0	0	0
不動産関連向け	54	28	1	148	74	2
（うち賃貸用不動産向け）	40	12	0	132	56	2
（うち事業用不動産関連向け）	14	16	0	16	17	0
劣後債権及びその他資本性証券等	1,705	2,131	85	1,705	1,705	68
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	692	59	2	678	51	2
取立未済手形	70	14	0	66	13	0
信用保証協会等による保証付	339	33	1	268	26	1
株式等	2,389	3,106	124	2,331	2,331	93
上記以外	97,397	240,787	9,631	97,368	240,761	9,630
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー）	3,001	7,502	300	3,001	7,502	300
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	92,163	230,409	9,216	92,163	230,409	9,216
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	428	1,071	42	430	1,076	43
（うち上記以外のエクスポージャー）	1,803	1,803	72	1,772	1,772	70
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	338,725	147,722	5,908	453,722	147,841	5,913
（うちルックスルー方式）	338,725	147,722	5,908	453,722	147,841	5,913
標準的手法を適用するエクスポージャー計	1,573,223	607,329	24,293	1,621,385	598,994	23,959
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）		66	2		108	4
合計（信用リスク・アセットの額）	1,573,223	607,395	24,295	1,621,385	599,102	23,964
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	11,074		442	11,208		448
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	618,469		24,738	610,311		24,412

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,074	11,208
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	442	448
BI	7,382	7,472
BIC	885	896

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しております。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当いたします。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれております。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、当会が損失を被るリスクのことです。

当会では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけたうえで、「リスクマネジメント基本方針」・「リスクマネジメント規程」などに基づき、適切に管理を行っております。

与信審査については、二審制を採用するなか、内部格付制度の採用、大口与信先などに対する信用状況モニタリングの実施などを行っております。また、貸出金および有価証券について、格付別信用供与限度額の設定・管理を実施し、デフォルトなどに伴う損失を一定限度に抑えることにより、適正なリターンの確保が図れる態勢としております。

- 自己査定についても二審制を採用しており、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、「経理規程」および「資産の償却および引当規程」に基づく適正な貸倒引当金の計上を実施しております。具体的には前記、注記表（P 51）に記載しております。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額について、告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイト（注）の判定にあたり使用する格付などは次のとおりであります。

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことであります。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & Pグローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりであります。

エ ク ス ポ ー ジャ ー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日 本 貿 易 保 険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
および延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		令和 7 年度					令和 6 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	1,201,471	99,976	102,211	—	692	1,127,722	101,781	53,690	—	678
	外	33,026	—	33,026	—	—	39,940	—	39,940	—	—
	地域別残高計	1,234,497	99,976	135,237	—	692	1,167,662	101,781	93,630	—	678
法人	農 業	628	628	—	—	5	597	597	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	0	0	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	9,590	8,889	700	—	630	7,953	7,253	700	—	630
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	3,803	3,756	—	—	—	4,152	4,105	—	—	4
	電気・ガス・熱供給・水道業	465	465	—	—	—	493	493	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	2,000	1,720	—	—	—	5,025	4,803	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	1,076,605	43,424	41,077	—	—	1,034,102	46,093	22,888	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	12,371	12,184	—	—	51	13,624	13,436	—	—	37
	日本国政府・地方公共団体	105,879	28,201	75,439	—	—	70,233	24,284	45,105	—	—
	上 記 以 外	20,270	—	18,020	—	—	28,620	—	24,935	—	—
	業種別残高計	1,234,497	99,976	135,237	—	692	1,167,662	101,781	93,630	—	678
個人	1 年 以 下	937,012	26,180	6,385	—	—	916,827	33,808	6,950	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	54,369	28,296	26,060	—	—	34,178	20,174	14,003	—	—
	3 年 超 5 年 以 下	13,453	11,452	2,000	—	—	15,013	15,000	—	—	—
	5 年 超 7 年 以 下	9,663	5,135	4,528	—	—	10,542	6,558	3,983	—	—
	7 年 超 10 年 以 下	36,049	15,492	20,556	—	—	32,101	14,724	17,376	—	—
	10 年 超	83,535	7,829	75,706	—	—	62,089	10,775	51,314	—	—
	期限の定めのないもの	100,413	5,589	—	—	—	96,909	739	—	—	—
	残存期間別残高計	1,234,497	99,976	135,237	—	—	1,167,662	101,781	93,630	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含んでおります。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことであります。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップなどの金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3 カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和 7 年度					令和 6 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	65	36	—	65	36	83	65	—	83	65
個別貸倒引当金	640	647	—	640	647	633	640	—	633	640
合 計	705	683	—	705	683	716	705	—	716	705

b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しております。

c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		令和 7 年度						令和 6 年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	—	5	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	630	630	—	630	630	—	630	630	—	630	630	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	2	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	1	6	—	1	6	—	—	1	—	—	1	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		5	5	—	5	5	—	3	5	—	3	5	—
業種別計		640	647	—	640	647	—	633	640	—	633	640	—

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

【令和 7 年度】

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	2,179	—	2,179	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	77,587	—	77,587	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	18,020	—	18,020	—	—	0
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	26,791	15,000	26,791	1,500	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	3,141	—	3,141	—	314	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	926,848	67,696	925,717	23,343	191,659	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	2,025	18,415	2,025	18,415	5,932	29
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	37,323	14,451	37,321	13,082	19,732	39
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	1,565	1,322	1,530	462	1,739	87
（うちランザクター向け）	45	—	3	—	0	0	45
不動産関連向け	20~150	54	—	54	—	28	51
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	40	—	40	—	12	30
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	14	—	14	—	16	110
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	1,705	—	1,705	—	2,131	125
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	45	7	45	0	59	131
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	70	—	70	—	14	20
信用保証協会等による保証付	0~10	339	—	339	—	33	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	2,389	—	2,389	—	3,106	130
上記以外	100~1250	97,397	—	97,397	—	240,787	247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	3,001	—	3,001	—	7,502	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	92,163	—	92,163	—	230,409	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	428	—	428	—	1,071	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機関等に係るその他外部T LAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,803	—	1,803	—	1,803	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	338,725	—	338,725	—	147,722	44
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポー ジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されな かったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	607,329	—

【令和6年度】

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	3,618	—	3,618	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	47,621	—	47,621	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	24,935	—	24,935	—	—	0
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	22,611	—	22,611	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	3,382	—	3,382	—	338	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	906,135	0	904,820	0	180,968	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	2,012	—	2,012	—	403	20
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	39,009	11,500	39,009	11,208	19,294	38
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	6,203	377	6,169	369	5,587	85
（うちランザクター向け）	45	—	1	—	0	0	45
不動産関連向け	20~150	148	—	132	—	74	56
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	132	—	116	—	56	49
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	16	—	16	—	17	110
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	1,705	—	1,705	—	1,705	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	37	2	37	0	51	135
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	66	—	66	—	13	20
信用保証協会等による保証付	0~10	268	—	268	—	26	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	2,331	—	2,331	—	2,331	100
上記以外	100~1250	97,368	0	97,368	0	240,761	247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー）	250~400	3,001	—	3,001	—	7,502	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	92,163	—	92,163	—	230,409	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	430	—	430	—	1,076	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機関等に係るその他外部T LAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,772	0	1,772	0	1,772	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	453,722	—	453,722	—	147,841	33
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポー ジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されな かったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	598,994	—

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の
効果を勘案した後のエクスポージャーの額

【令和7年度】

(単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	77,587	－	－	－	－	－	77,587						
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,020	－	－	－	－	－	18,020						
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	28,291	－	－	－	－	－	－	28,291					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
我が国の政府関係機関向け	－	3,141	－	－	－	－	－	3,141					
地 方 三 公 社 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国 際 開 発 銀 行 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	930,589	18,471	－	－	－	－	－	0	949,060				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	2,000	18,441	－	－	－	－	－	－	20,441				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カ バ ー ド ・ ボ ン ド 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	26,947	16,335	3,781	－	－	3,338	－	－	－	50,403			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	－	1,705	－	－	－	－	1,705						
株 式 等	－	－	2,389	－	－	－	2,389						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	129	460	1,402	1,993								
（うちトラザクター向け）	0	－	－	－	0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け　うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け　うち賃貸用不動産向け	40	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	40	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け　うち事業用不動産関連向け	－	－	14	－	－	－	14						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け　うちその他不動産関連向け	－	－	－										
	100%	150%	その他	合計									
不 動 産 関 連 向 け　うちＡＤＣ向け	－	－	－	－									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	16	28	－	45								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現 金	2,179	－	－	－	－	2,179							
取 立 未 済 手 形	－	－	70	－	－	70							
信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付	－	339	－	－	－	339							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－							

【令和 6 年度】

(単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	47,621	－	－	－	－	－	47,621						
外国の中央政府及び中央銀行向け	24,935	－	－	－	－	－	24,935						
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	22,611	－	－	－	－	－	－	22,611					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
我が国の政府関係機関向け	－	3,382	－	－	－	－	－	3,382					
地 方 三 公 社 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国 際 開 発 銀 行 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	904,778	42	－	－	－	－	－	0	904,820				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	2,000	12	－	－	－	－	－	－	2,012				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カ バ ー ド ・ ボ ン ド 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	26,084	19,599	1,026	－	－	3,508	－	－	0	50,217			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	－	1,705	－	－	－	1,705							
株 式 等	－	－	2,331	－	－	2,331							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	161	391	5,986	6,539								
（うちトラザクター向け）	0	－	－	－	0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け　うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け　うち賃貸用不動産向け	43	－	－	－	－	72	－	－	－	－	－	116	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け　うち事業用不動産関連向け	－	－	16	－	－	－	16						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け　うちその他不動産関連向け	－	－	－										
	100%	150%	その他	合計									
不 動 産 関 連 向 け　うちＡＤＣ向け	－	－	－	－									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2	6	28	－	38								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現 金	3,618	－	－	－	－	3,618							
取 立 未 済 手 形	－	－	66	－	－	66							
信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付	－	268	－	－	－	268							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－							

(5) 資産(オフ・バランス取引等含む) 残高等リスク・ウェイト区分内訳表

令和7年度

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額 および与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,078,875	85,796	33%	1,105,693
40%～70%	7,483	9,154	97%	16,336
75%	2,810	1,103	100%	3,911
80%	—	—	—	—
85%	1,046	1,213	30%	1,388
90%～100%	3,710	1,208	10%	3,815
105%～130%	14	—	—	14
150%	1,734	—	—	1,734
250%	2,389	—	—	2,389
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	1	75%	0
合計	1,098,064	98,477	39%	1,135,285

令和6年度

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額 および与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,025,787	9,000	100%	1,033,468
40%～70%	17,490	2,503	88%	19,674
75%	1,066	128	95%	1,187
80%	—	—	—	—
85%	5,743	246	100%	5,969
90%～100%	3,905	0	43%	3,906
105%～130%	16	—	—	16
150%	1,734	—	—	1,734
250%	2,331	—	—	2,331
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	0	87%	1
合計	1,058,076	11,879	97%	1,068,290

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

○信用リスク削減手法 ～自己資本比率算出における取り扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証などが設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法であります。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めております。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と当会貯金の相殺」、「保証」を適用しております。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

○内部管理における信用リスク削減手法

・担保に関する評価、管理の方法および手続の概要

担保に関する評価および管理は、「貸出業務取扱要領」、「不動産担保事務の手引き」、「担保評価および処分可能見込額」ならびに「自己査定規程」などにに基づき、定期的に担保確認および評価の見直しを行っております。

・主要な担保の種類

主要な担保の種類は当会貯金、不動産であります。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
令和7年度

(単位：百万円)

項 目	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	—	—	—
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法 人 等 向 け（特 定 貸 付 債 権 向 け を 含 む。）	—	—	—
中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	12	—	—
自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け	—	—	—
賃 貸 用 不 動 産 向 け	—	—	—
事 業 用 不 動 産 関 連 向 け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証 券 化	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—
合 計	12	—	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当いたします。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）などが含まれております。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：百万円)

項 目	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	—	—	—
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法 人 等 向 け（特 定 貸 付 債 権 向 け を 含 む。）	—	—	—
中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	15	—	—
自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け	—	—	—
賃 貸 用 不 動 産 向 け	—	—	—
事 業 用 不 動 産 関 連 向 け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証 券 化	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—
合 計	15	—	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当いたします。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）などが含まれております。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップなど）にかかる取引であります。なお、派生商品取引のうち、外国為替関連取引は外貨建債券の為替リスクをヘッジする目的で先物為替予約を行っております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券などの受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券などの引渡しまたは資金の支払いを行う取引であります。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和 7 年度	令和 6 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和7年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
外国為替関連取引	—	202	—	—	—	202
金利関連取引	—	12	—	—	—	12
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	—	214	—	—	—	214
長 期 決 済 期 間 取 引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	—	214	—	—	—	214

令和6年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
外国為替関連取引	156	341	—	—	—	341
金利関連取引	—	12	—	—	—	12
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	156	354	—	—	—	354
長 期 決 済 期 間 取 引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	156	354	—	—	—	354

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つであります。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出しております。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会において、令和7年3月末時点、令和8年3月末時点における証券化取引の該当はありませんが、証券化を行う場合および取得、管理する場合の方針・手続などは以下のとおりです。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、「自己資本比率算出規程」において外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しております。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行うこととしております。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVAまたは簡便法をいう。）の名称および各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に外国為替関連取引が対象となります。

◇CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針およびヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

7. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを事務リスクとシステムリスクに大別し、以下の内容により対策を講じております。

- 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、各部署における各種規程、要領、事務手続およびコンプライアンス・マニュアルなどの遵守による事務堅確性の維持および内部監査・部門間牽制機能の発揮などを通じて内部牽制を強化することにより事故などの未然防止に努めております。

- システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い利用者や当会が損失を被るリスク、更にコンピュータが不正に使用されることにより利用者や当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、保有する情報資産（情報および情報システム）の安全対策にかかる基本方針（セキュリティポリシー）を明確化したうえ、情報セキュリティに関する役職員の意識の徹底を図るほか、入退出管理の強化、コンピュータウイルス対策、不正アクセスの防止など、ソフト・ハード両面から、システム運営にかかる安全対策を総合的に講じております。

また、事務委託先である関連会社のシステム運営状況、自主点検内容などの検証を通じて、同社のシステムリスク管理態勢のチェックを行い、県域システムなどの障害発生の未然防止に努めております。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しております。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであります。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、信用の供与などの限度額管理を行うとともに、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管理しております。

○ 有価証券勘定の株式

有価証券勘定の株式については、上記の評価・管理と併せて、市場リスクの枠組みの中で「リスクマネジメント規程」に基づき、運用・調達資産取引を対象としたバンキング業務と、そのうち有価証券の期間収益確保を目的としたトレーディング業務について、それぞれリスクリミット枠の設定を行い、日々モニタリングを行っております。

更に、「リスクリミット方針」により株式を含む有価証券ならびに貸出金について、格付別信用供与限度額を定め管理しております。

○ 外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、上記の評価・管理とあわせて、年に1回、取引先の財務状況について確認を行い、適切な管理に努めております。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

項 目	令和 7 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	90,335	90,335	90,277	90,277
合 計	90,335	90,335	90,277	90,277

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額であります。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 7 年度			令和 6 年度		
売 却 益	売 却 損	償 却 額	売 却 益	売 却 損	償 却 額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益など)

(単位：百万円)

令和 7 年度		令和 6 年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益など)

(単位：百万円)

令和 7 年度		令和 6 年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和 7 年度	令和 6 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	338,725	453,722
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

11. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、市場リスクのひとつで、保有する資産と負債のうち貸出金、有価証券、貯金などが市場金利の変動に伴い損失を被るリスクのことをいいます。また、金利リスクは、資産と負債の期間ミスマッチにより発生いたします。

当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりであります。

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしております。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めております。
- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
リスクマネジメント委員会において、リスク資産に対して一定の負荷をかけたストレステストを行い、財務の充実度を評価するとともに、金利予測に基づく収支シミュレーションにより、運用方針の策定やリスク削減手法などの検討を行っております。
- 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でVaRおよび経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）を計測しております。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取り扱いを含む）に関する説明
金利リスクの削減を目的としたヘッジ等の取引は行っておりません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.183年であります。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年であります。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。通貨間の相関などは考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しております。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としております。

- 内部モデルの使用など、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度からの変動要因は、主に金利リスクを内包する有価証券の売却等によるものであります。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
総合的リスク管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しております。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	25,240	29,896	2,206	3,074
2	下方パラレルシフト	0	0	164	386
3	スティープ化	19,802	17,689		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	25,240	29,896	2,206	3,074
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	108,712		108,161	

- ※「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ※「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ※「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ※「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ※「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

財務諸表の適正性等に関する確認

確 認 書

- ① 私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月1日

愛媛県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 **竹田 一郎**

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書および注記表を指しております。

会計監査人の監査

令和7年度および令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき作成しておりますが、このディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法（第54条の3）に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則（第204条の1）における各項目は以下のページに記載しております。

1. 概況および組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織 37
- (2) 理事、経営管理委員および
監事の氏名および役職名 38
- (3) 会計監査人の名称 99
- (4) 事務所の名称および所在地 38
- (5) 特定信用事業代理業者に関する事項 39

2. 主要な業務の内容 30

3. 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 18
- (2) 直近の5事業年度における
主要な業務の状況 67
 - ・ 経常収益
 - ・ 経常利益
 - ・ 当期剰余金
 - ・ 出資金および出資口数
 - ・ 純資産額
 - ・ 総資産額
 - ・ 貯金等残高
 - ・ 貸出金残高
 - ・ 有価証券残高
 - ・ 剰余金配当金額
 - ・ 職員数
 - ・ 単体自己資本比率
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況 67
 - ・ 主要な業務の状況を示す指標 67
 - ・ 貯金に関する指標 69
 - ・ 貸出金等に関する指標 69
 - ・ 有価証券等に関する指標 74

4. 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理体制 10
- (2) 法令遵守の体制 9
- (3) 中小企業の経営の改善および
地域の活性化のための取組の状況 20
- (4) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 14

5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書および
剰余金処分計算書または損失金処理計算書 46
- (2) 債権にかかる額およびその合計額 73
 - ・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に
該当する債権
 - ・ 危険債権に該当する債権
 - ・ 三月以上延滞債権に該当する債権
 - ・ 貸出条件緩和債権に該当する債権
- (3) 元本補填契約のある信託にかかる
債権に関する事項 73
- (4) 自己資本の充実の状況 78
- (5) 取得価額または契約価額、
時価および評価損益 75
 - ・ 有価証券
 - ・ 金銭の信託
 - ・ デリバティブ取引
 - ・ 金融等デリバティブ取引
 - ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引
- (6) 貸倒引当金の期末残高および
期中の増減額 73
- (7) 貸出金償却の額 73
- (8) 会計監査人の監査 99

6. その他重要な事項

（農業協同組合法施行規則第207条）

- (1) 役員等の報酬体系 40



JA愛媛県信連



DISCLOSURE 2026

JA愛媛県信連の現況

発行 令和8年7月
編集 愛媛県信用農業協同組合連合会 企画管理部
〒790-8555 愛媛県松山市南堀端町2番地3
TEL(089)948-5251 FAX(089)943-5807